

令和7年度版  
安全衛生の概況

2025

Occupational Health & Safety



# 目次

## はじめに

### 1. 全国の労働災害発生状況

- (1) 労働災害発生状況の推移（昭和63年～令和6年） . . . . . 2
- (2) 業種別労働災害発生状況（令和6年） . . . . . 2
- (3) 事故の型別労働災害発生状況（令和6年） . . . . . 3

### 2. 徳島県の労働災害発生状況

- (1) 労働災害発生状況の推移（平成5年～令和6年） . . . . . 4
- (2) 徳島県の死亡労働災害発生状況（平成26年～令和6年） . . . . . 5
- (3) 徳島県内の死亡労働災害一覧（令和6年） . . . . . 6
- (4) 業種別死傷労働災害発生状況（休業4日以上） . . . . . 7
- (5) 事故の型別労働災害発生状況（休業4日以上） . . . . . 8
- (6) 転倒災害の発生状況（休業4日以上） . . . . . 9

### 3. 徳島県の職業性疾病等の状況

- (1) 定期健康診断結果の推移 . . . . . 10
- (2) 業務上疾病発生状況（令和元年～令和6年） . . . . . 11
- (3) 業務上疾病発生状況（災害性腰痛） . . . . . 12
- (4) 徳島県の職場における熱中症による死傷災害の発生状況 . . . . . 13

### 4. 安全衛生関係資料

- (1) 「徳島第14次労働災害防止推進計画」のポイント . . . . . 14
- (2) 転倒災害防止対策の推進 . . . . . 16
- (3) STOP転倒災害プロジェクト . . . . . 18
- (4) エイジフレンドリーガイドライン . . . . . 19
- (5) 熱中症クールワークキャンペーン . . . . . 23
- (6) 職場における熱中症対策の強化について . . . . . 25
- (7) 皮膚等障害化学物質の取扱い時の不浸透性保護具の着用 . . . . . 33
- (8) 手すり先行工法の足場を使用しましょう . . . . . 41

### 5. 関係機関等のご案内

- (1) 労働災害防止団体・関係機関等 . . . . . 43
- (2) 徳島労働局登録教習機関 . . . . . 44
- (3) 登録特定自主検査業者 . . . . . 46

### 6. 徳島労働局・各労働基準監督署窓口一覧

47

### 7. 統一ロゴマークの推奨

48



## はじめに

令和6年の全国における新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた労働災害による死亡者数（以下「死亡者数」）は前年より9人減少し746人と過去最少となりましたが、休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」）は前年より347人増加し135,718人となり、4年連続で増加となりました。

また、令和6年の徳島県内における新型コロナウイルス感染症り患者を除いた労働災害の発生状況は、死亡者数は前年より3人増加し9人、死傷者数は前年より27人増加し823人となりました。

徳島県内における労働災害の発生状況について、事故の型別にみると、全産業計では「転倒」による災害が最も多くなっており、社会福祉施設や小売業などの第三次産業を中心として転倒災害が増加している状況です。

また、年齢別でみると、50歳以上の労働災害が7割を超えるに到っております。

徳島労働局では、徳島県における労働災害を減少させ、働く者の健康確保を図るため、事業者及び労働者等が重点的に取り組む事項を定めた「徳島第14次労働災害防止推進計画」（以下、「14次防」という。）（令和5年度～令和9年度）を推進しており、本年度で3年目となります。14次防は、8つの重点対策について、それぞれの達成目標である「アウトプット指標」を定めるとともに、これを達成することにより期待される災害低減効果を「アウトカム指標」として定め、各重点対策を推進することにより、最終的には「令和4年の9人と比較して、令和9年には死亡者数が3人減少となる、死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く）が令和4年と比較して令和9年に減少に転ずる」ことを目指すものですが、この8つの重点対策の1番目に「（転倒などの）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」が、2番目に「高年齢労働者の労働災害防止対策の推進」が、それぞれ掲げられております。

このようなことから、徳島労働局としては、引き続き14次防の取組を進めてまいります。特に、

- ① 転倒災害を減少させるため、小売業、社会福祉施設等の第三次産業を中心に「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進
  - ② 高年齢労働者の労働災害防止を図るため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）の周知啓発
- に力点を置いて取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取組を効果的に推進していくためには、各企業の皆様方を始め、関係行政機関、関係団体等との連携が重要であると考えております。引き続き御協力のほど、よろしくお願いいたします。

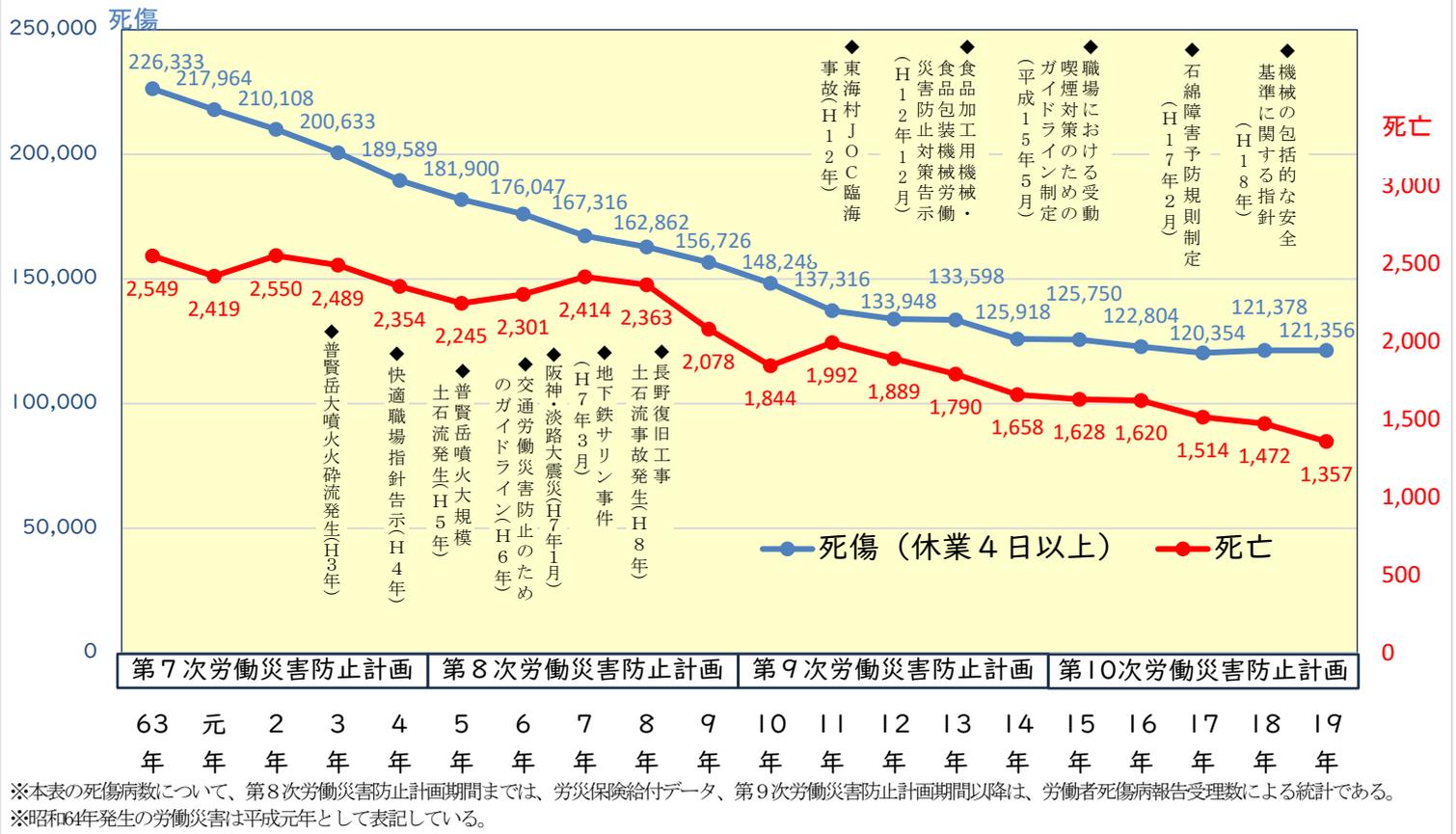
また、14次防の重点対策以外でも、治療と就労の両立支援対策に取り組むほか、受動喫煙防止、メンタルヘルス対策や恒常的な長時間労働の解消、働き方・休み方の見直し等についても、引き続き推進してまいります。

令和7年5月吉日

徳島労働局長 亀井 崇

# 1 全国の労働災害発生状況

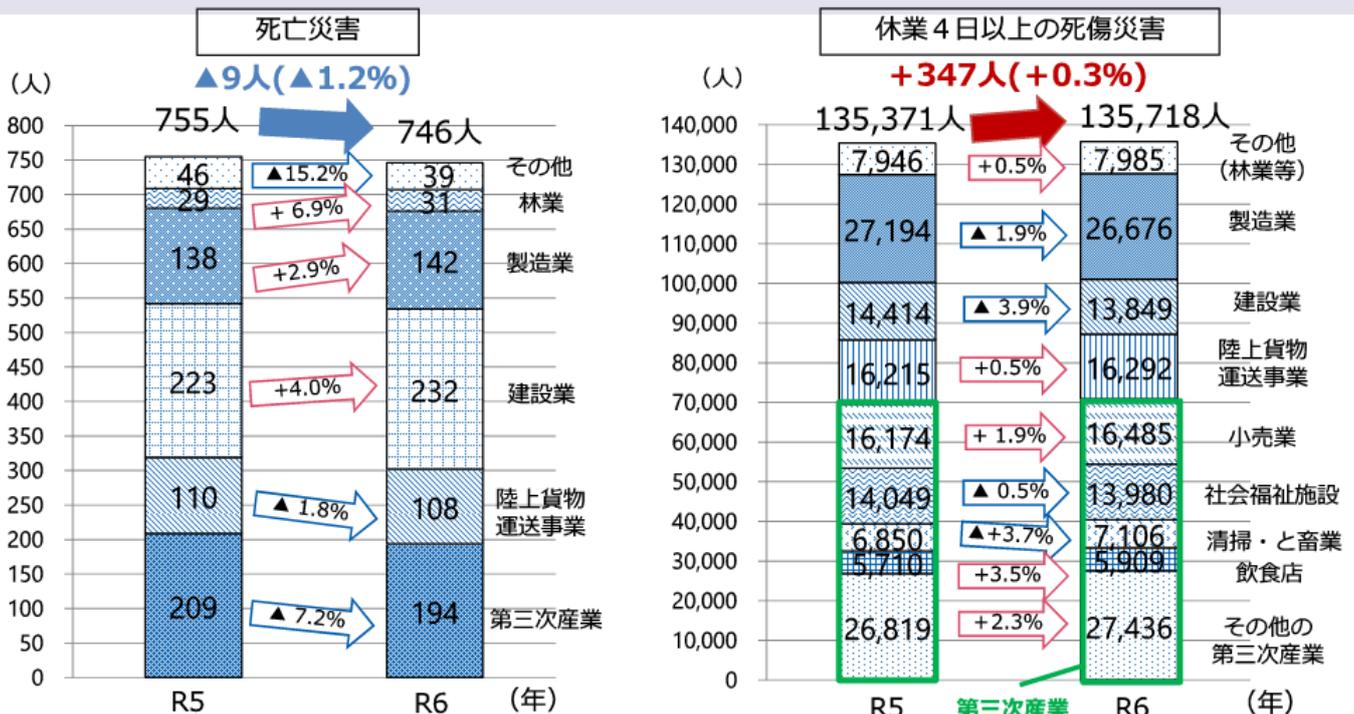
## (1) 労働災害発生状況の推移 (昭和63年～令和6年)



## (2) 業種別労働災害発生状況 (令和6年)

### 業種別労働災害発生状況 (死亡者数、休業4以上の死傷者数) R5/R6比較

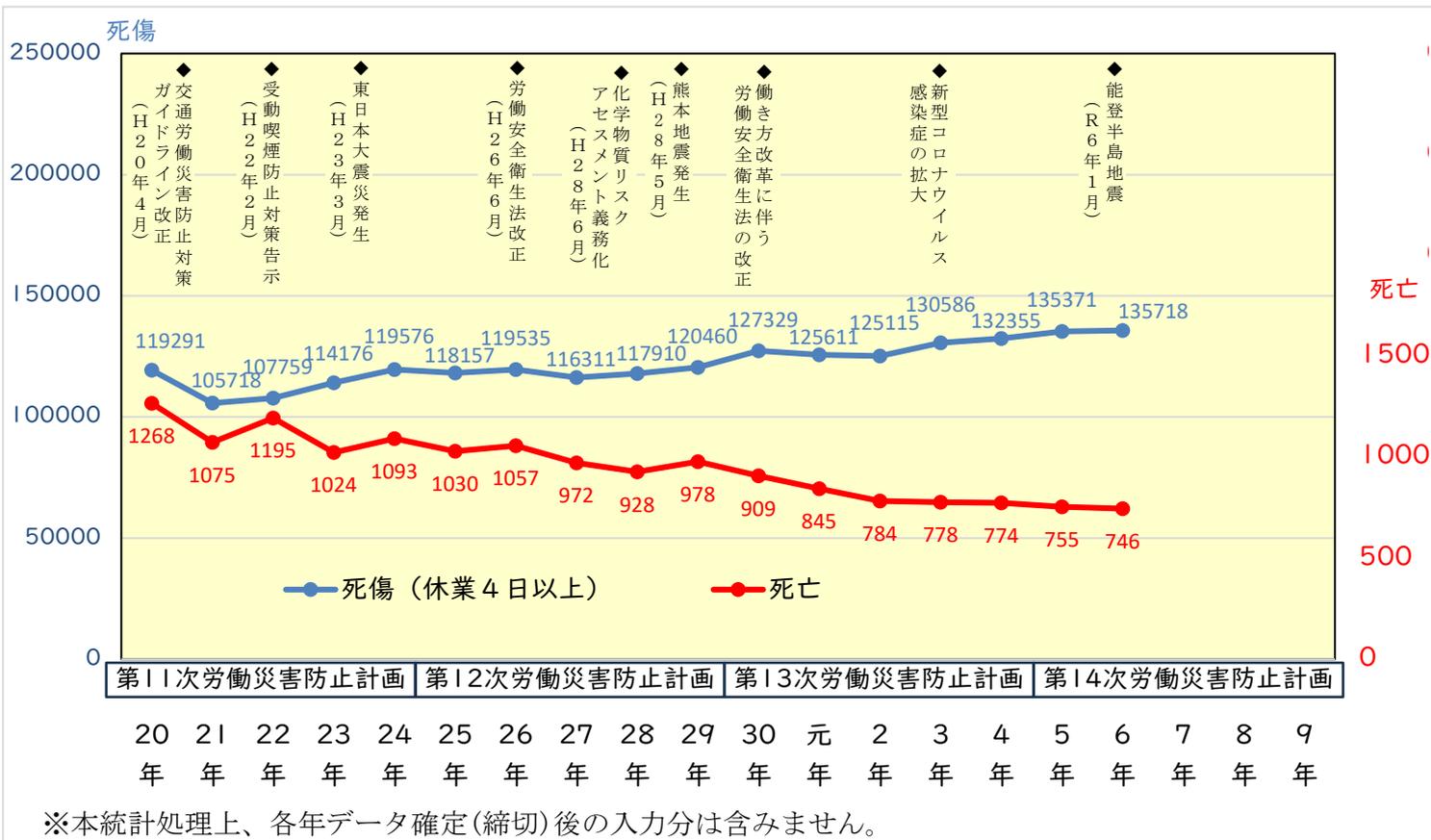
- 業種別の死亡者数は、製造業、建設業、林業で増加し、陸上貨物運送事業、第三次産業、その他で減少した。
- 業種別の休業4以上の死傷者数は、陸上貨物運送事業、第三次産業、その他(林業等)で増加し、製造業、建設業で減少した。



※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに発生した労働災害について、令和7年4月7日までに報告があったものを集計したもの  
出典：死亡災害報告 | 出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

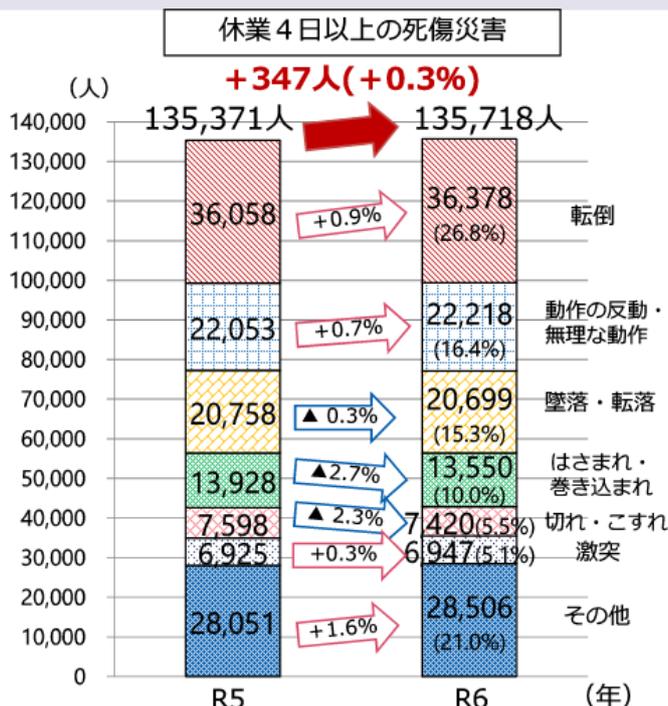
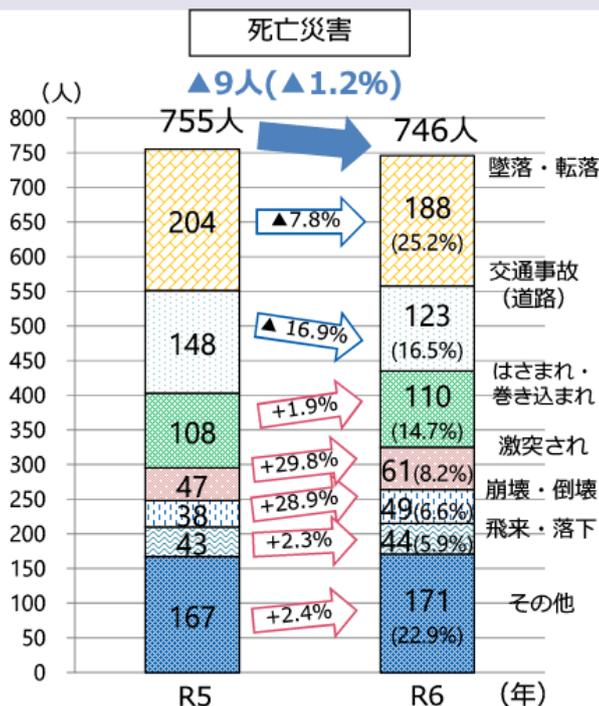
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。



### (3) 事故の型別労働災害発生状況 (令和6年)

#### 事故の型別労働災害発生状況 (死亡者数、死傷者数) R5/R6比較

- 事故の型別の死亡者数は、激突され、崩壊・倒壊等で増加し、墜落・転落、交通事故(道路)で減少した。
- 事故の型別の死傷者数は、転倒、動作の反動・無理な動作等で増加し、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等で減少した。



※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに発生した労働災害について、令和7年4月7日までに報告があったものを集計したもの

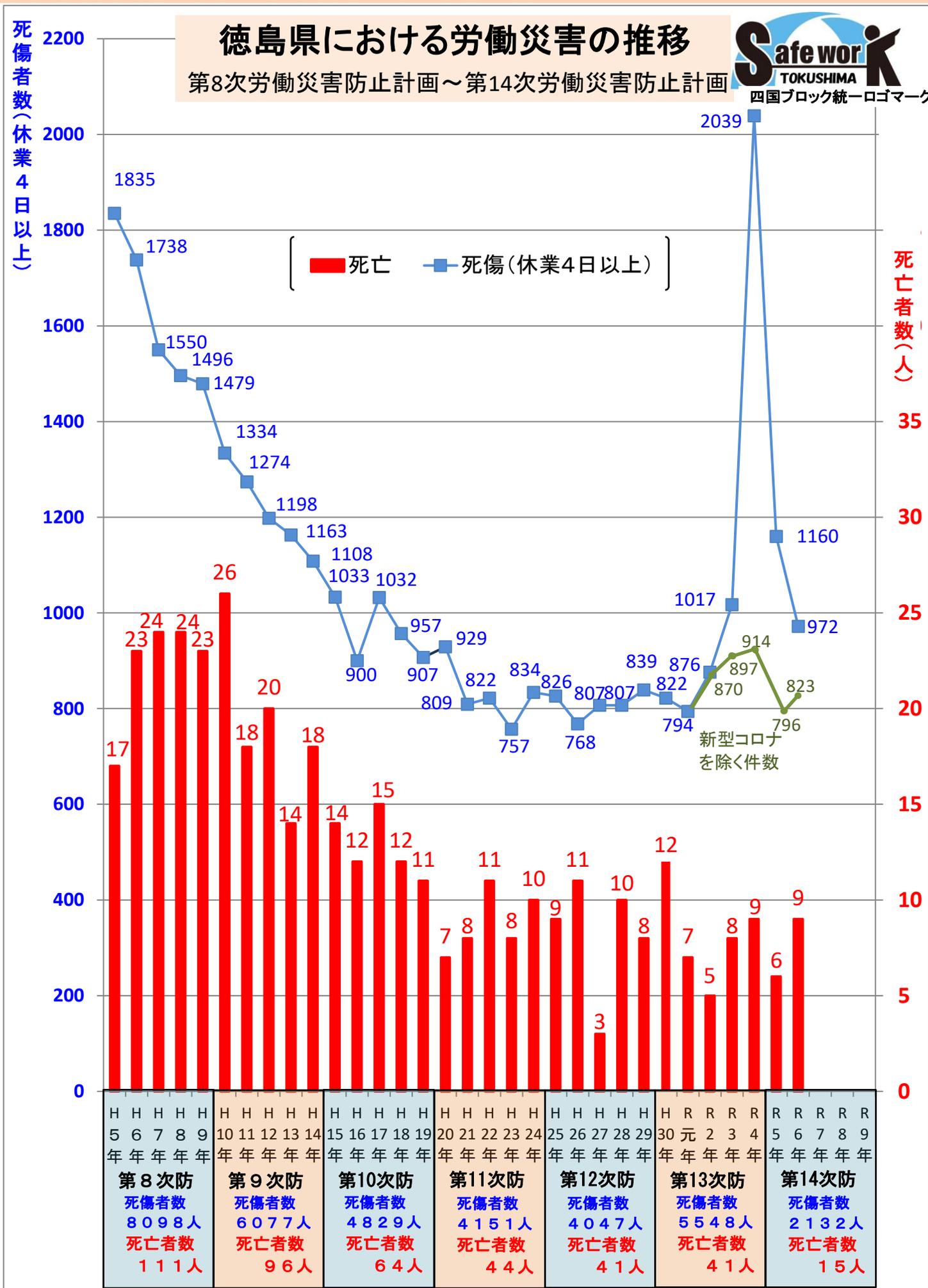
出典：死亡災害報告

出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

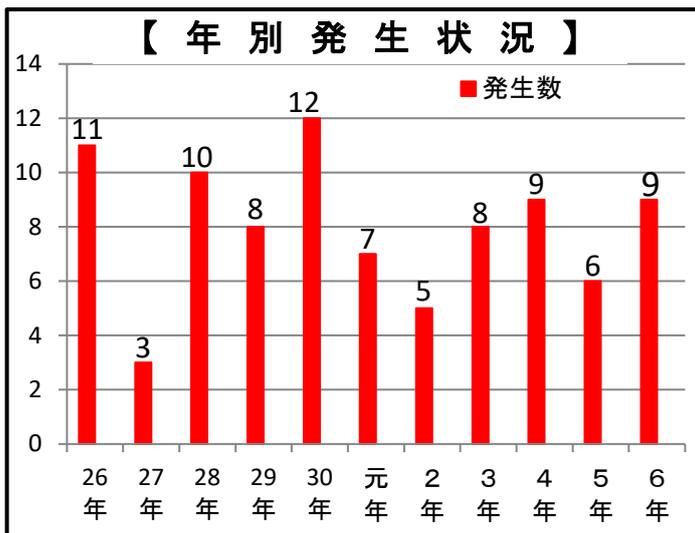
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

(1) 労働災害発生状況の推移(平成5年～令和6年)



## (2) 徳島県の死亡労働災害発生状況(平成26年～令和6年)

(※ 各表の単位:「人」)



### ①業種別 (死亡者数)

業種	年											計
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
製造業	3		3	1	2	2			1		1	13
建設業	5		2	4	4	3	3	3	4	2	2	32
道路貨物運送		2	1		1	1	1	1	3			10
林業	2			1						1	1	5
三次産業	小売業		1	1		1		1			2	6
	小売以外	1		1	1	2			3		1	12
上記以外			2	1	2	1		1	1		2	10
計	11	3	10	8	12	7	5	8	9	6	9	88

### ②年齢別 (死亡者数)

年齢	年											計
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
～19					1							1
20～29	1		1	1		1		1				5
30～39	3		1	2	2	1			1	1		11
40～49	1			1			1		3		3	9
50～59	1	1	3		3	3	3	3	1		4	22
60～65	1		1	2	2	2	1	1	2	2	2	16
65歳以上	4	2	4	2	4			3	2	3		24
計	11	3	10	8	12	7	5	8	9	6	9	88

### ③規模別 (死亡者数)

規模	年											計
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
1～9人	8	1	8	6	7	3	1	3	2	2	2	43
10～29	1	1	1	2	2	1	3	3	2	4	3	23
30～49	1	1	1		2	1	1	1	3		2	13
50～99								1	1		2	4
100～299	1				1	1			1			4
300～499						1						1
500人以上												
計	11	3	10	8	12	7	5	8	9	6	9	88

### ④事故の型別／起因物別【平成26年から令和6年】 (令和6年12月末) 【確定値】

事故の型	起因物											計		
	建機等	設機	一動機	般力機	他動機	力機	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	用具	建築物・構築物等		物質・材料荷	環境等
墜落・転落	4					2	5	1	1	10		1	2	26
転倒							1			2				3
飛来・落下	1					1	1					1		4
崩壊・倒壊	1									2		2		5
激突され	1				1	1	2		1			2	1	9
はさまれ・まきこまれ	2	1		1			4	2			1			11
切れ・こすれ					1									1
おぼれ								1		1		3		5
爆発・破裂											2			2
交通事故						1	10	8						19
上記以外の型												1	2	3
計	9	1		3		5	23	12	2	15	3	10	5	88

### (3)徳島県内の死亡労働災害一覧（令和6年）

No.	時間	事故の型	起因物	業種	性別	職種等
				事業場規模	年齢	
①	4月 11時台	はさまれ・巻き込まれ	トラック	その他の建設業	男	作業員
				10～19人	60歳代	
土砂積み込み準備中、後進してきたトラックにはさまれた。						
②	4月 11時台	墜落・転落	屋根	その他の建設業	男	作業員
				1～9人	40歳代	
屋根上で作業中、墜落した。						
③	4月 10時台	激突され	伐木等機械	その他の林業	男	作業員
				20～29人	50歳代	
斜面に伐倒された原木を伐木等機械で集材作業中、原木が激突した。						
④	6月 12時台	墜落・転落	その他の仮設物、建築物、構築物等	その他の事業	男	作業員
				10～19人	60歳代	
石垣上の法面で除草作業の準備中に墜落した。						
⑤	7月 23時台	墜落・転落	作業床、歩み板	警備業	男	警備員
				30～49人	40歳代	
工事現場で交通誘導中、崖から転落した。						
⑥	10月 8時台	爆発	引火性の物	化学工業	男	作業員
				30～49人	50歳代	
ノズル付きホースで洗浄液を噴射してタンク内部を洗浄中、爆発炎上した。						
⑦	10月 8時台	交通事故	乗用車	その他の事業	男	その他の職種
				1～9人	40歳代	
山道を乗用車で走行中、乗用車が転落した。						
⑧	10月 8時台	交通事故	トラック	警備業	男	警備員
				50～99人	50歳代	
警備現場へトラックで向かう途中、擁壁に衝突した。						
⑨	12月 21時台	交通事故	乗用車	警備業	男	警備員
				50～99人	50歳代	
警備中、侵入してきた乗用車に衝突された。						

## (4)業種別死傷労働災害発生状況(休業4日以上)(コロナリ患者を除く)

令和6年確定値

		第13次防期間実績					第14次防推進計画					対前年同期比較		
		発生状況					発生状況					前年同期	令和6年	対前年同期比
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年			
製 造 業	食料品製造業	54	53	61	66	66	43	46				43	46	7.0%
	木材木製品製造業	16	24	13	16	19	25	26				25	26	4.0%
	家具装備品製造業	19	7	14	9	9	13	11				13	11	-15.4%
	紙、印刷製本製造業	5	12	12	9	13	9	9				9	9	0.0%
	化学工業	18	25	12	25	21	26	21				26	21	-19.2%
	窯業土石製品製造業	10	11	5	11	8	12	5				12	5	-58.3%
	金属製品製造業	22	19	14	15	23	12	21				12	21	75.0%
	一般機械器具製造業	10	9	7	7	8	8	12				8	12	50.0%
	輸送用機械製造業	12	10	6	8	7	8	5				8	5	-37.5%
	上記以外の製造業	25	15	26	31	25	24	25				24	25	4.2%
	計	191	185	170	197	199	180	181				180	181	0.6%
建 設 業	土木工事業	36	50	63	49	43	38	41				38	41	7.9%
	建築工事業	60	81	64	54	71	55	41				55	41	-25.5%
	その他の建設業	29	16	30	29	21	32	28				32	28	-12.5%
	計	125	147	157	132	135	125	110				125	110	-12.0%
運 輸 交 通 業	道路貨物運送業	88	75	76	95	85	74	58				74	58	-21.6%
	その他の運輸交通業	10	8	7	6	9	7	3				7	3	-57.1%
	計	98	83	83	101	94	81	61				81	61	-24.7%
林業		31	8	18	19	29	22	22				22	22	0.0%
第 三 次 産 業	小売業	78	78	96	88	108	77	85				77	85	10.4%
	医療保健業	43	33	47	57	50	36	43				36	43	19.4%
	社会福祉施設	64	63	88	70	75	72	72				72	72	0.0%
	飲食店	22	22	25	32	34	33	24				33	24	-27.3%
	清掃・と畜業	39	46	42	41	41	30	45				30	45	50.0%
	通信業	17	23	19	21	16	14	23				14	23	64.3%
	上記以外の第三次産業	82	78	98	108	105	95	114				95	114	20.0%
	計	345	343	415	417	429	357	406				357	406	13.7%
上記以外の事業		32	28	27	31	28	31	43				31	43	38.7%
	合計	822	794	870	897	914	796	823				796	823	3.4%

( )は新型コロナウイルス感染症の件数

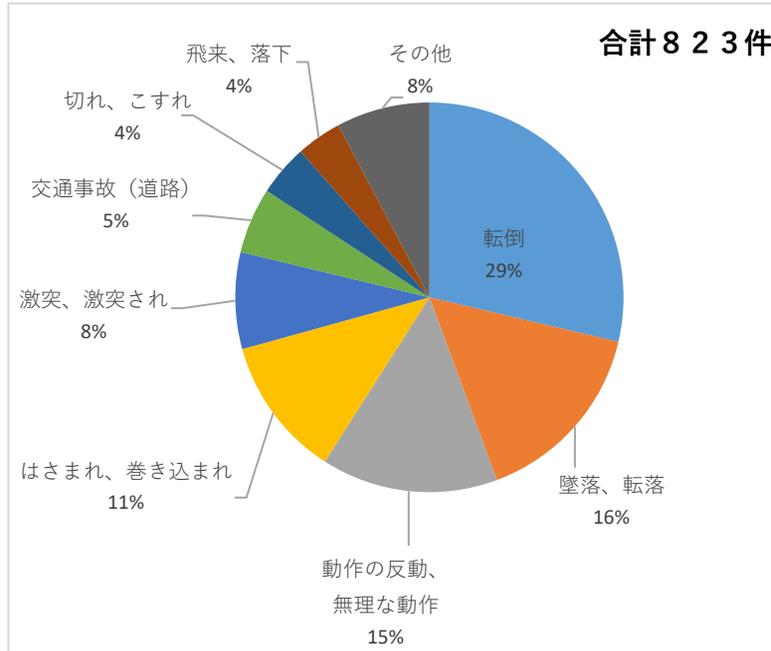
(6) (120) (1125) (364) (149)

(364) (149)

**(5) 令和6年事故の型別労働災害発生状況(休業4日以上)(コロナリ患者を除く)**

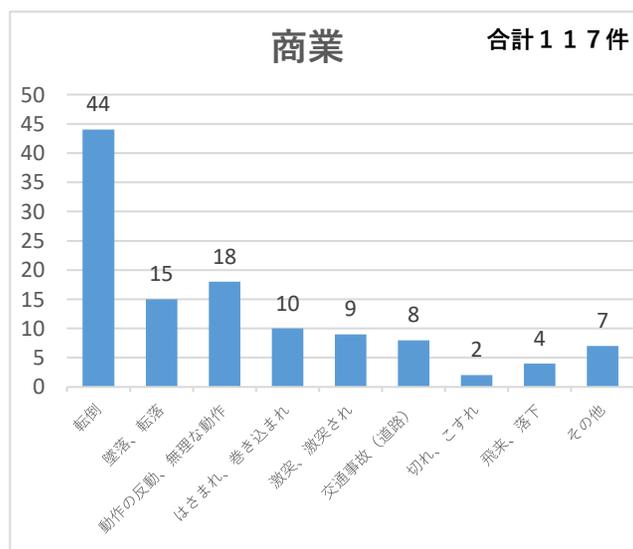
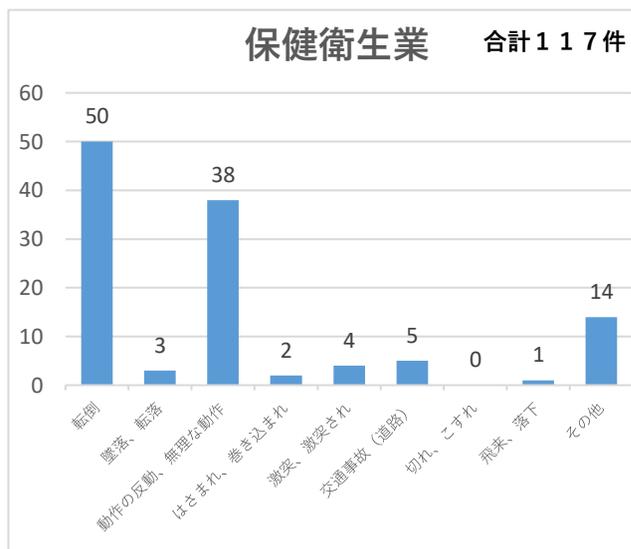
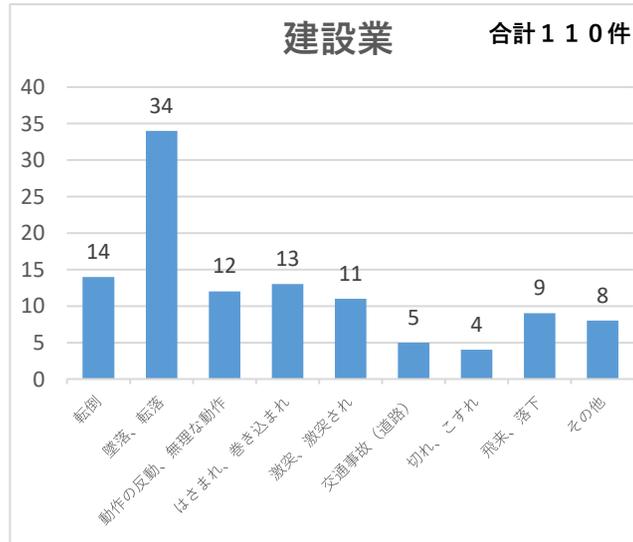
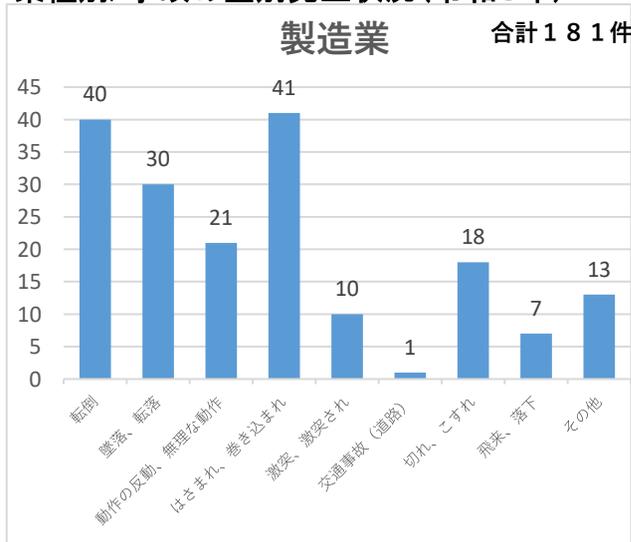
**① 全業種/事故の型別発生状況(令和6年)**

※資料出所:労働者死傷病報告による



徳島県内で令和6年に発生した休業4日以上労働災害823件に関して、事故の型別でみると「転倒」による災害が236件と最も多く、全体の約3割を占めており、次いで「墜落・転落」や「動作の反動・無理な動作」による災害が続いている。

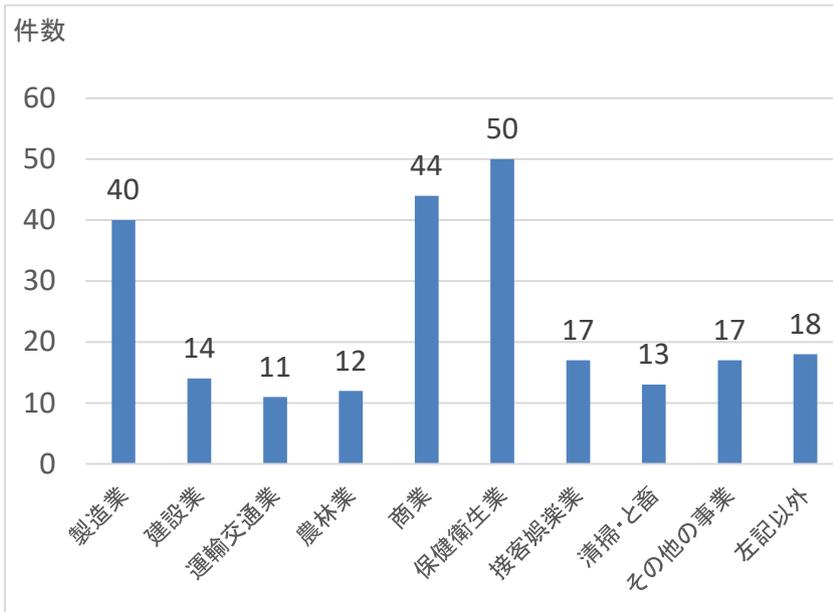
**② 業種別/事故の型別発生状況(令和6年)**



## (6) 転倒災害の発生状況(休業4日以上)

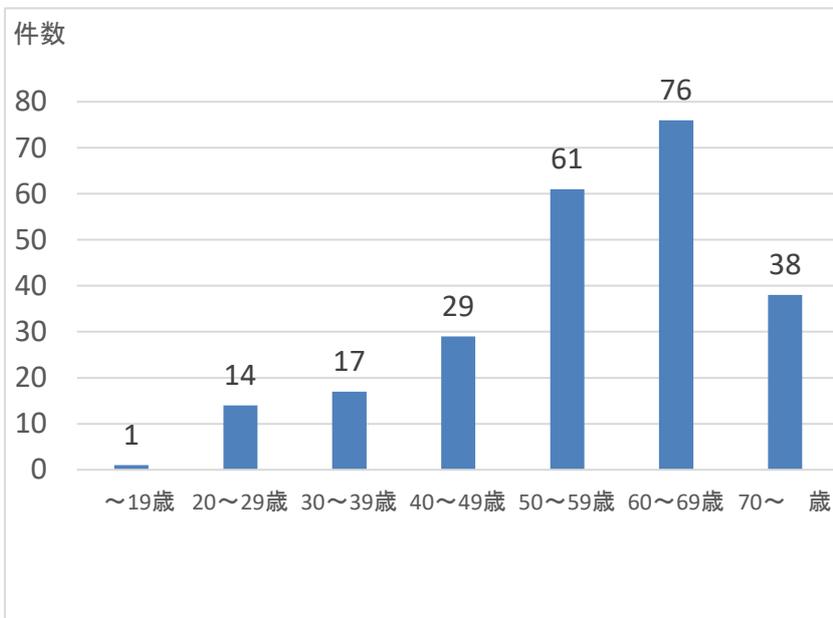
### ① 業種別発生状況(令和6年)

※資料出所:労働者死傷病報告による



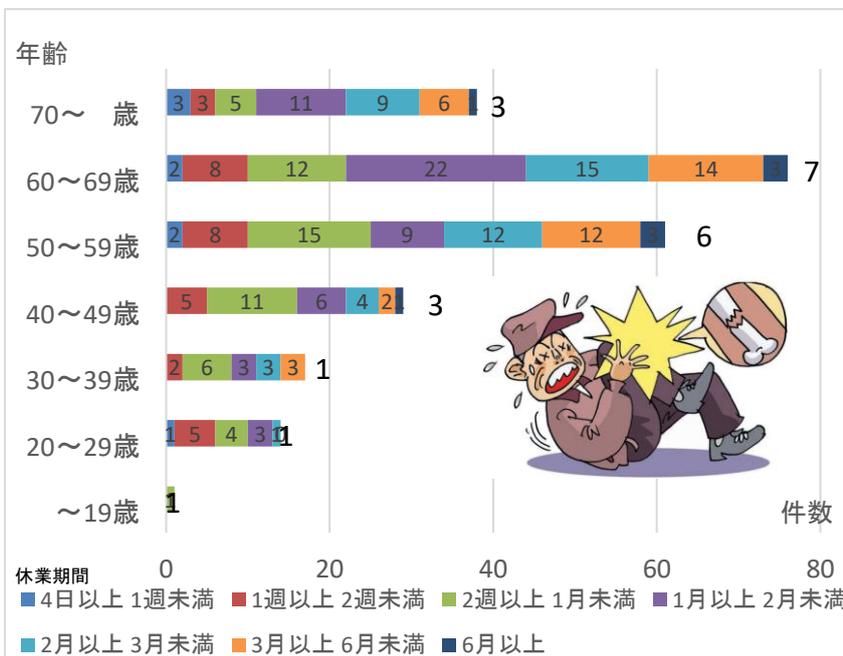
徳島県内で令和6年に発生した「転倒」災害による死傷者数は、合計で236人であり、業種別の内訳を見ると、保健衛生業が最も多く、次いで商業、製造業の順となっている。

### ② 年齢別発生状況(令和6年)



年齢別で見ると、年齢が上がるとともに転倒災害発生件数増加しており、60歳から69歳が最も多く、50歳以上の合計では175件となり、全体の74.2%を占めている。

### ③ 年齢別/被災程度別発生状況(令和6年)



年齢別/被災程度別で見ると、年齢が上がるとともに療養に要する休業期間が長期化する傾向にあることが認められる。

### 3 徳島県の職業性疾病等の状況

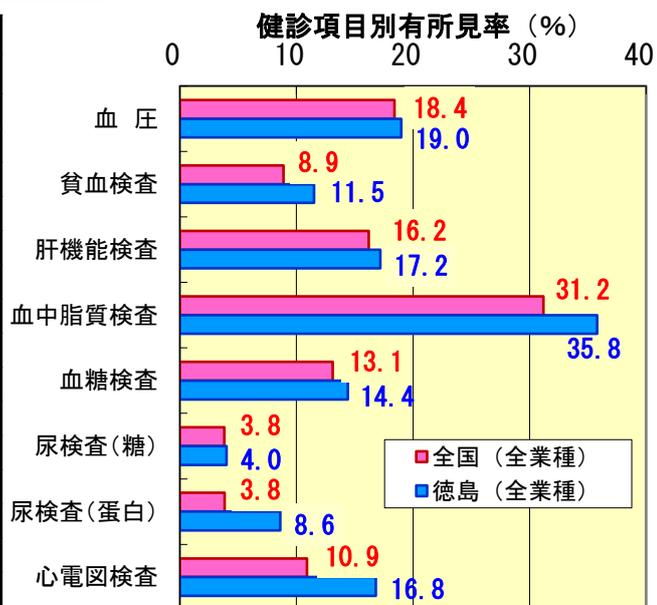
#### (1) 定期健康診断結果の推移

令和6年健康診断項目別有所見率の状況

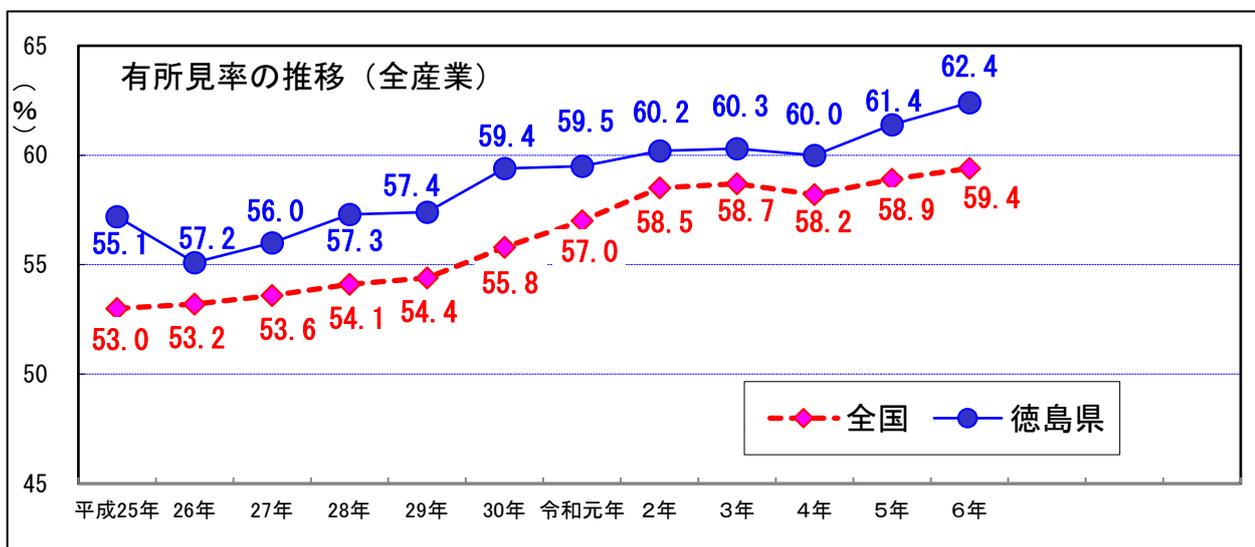
項目	業種	全国の 有所見率	徳島県の有所見率 (%)				
			全業種	製造業	建設業	運輸交通	商業
聴力 (1000Hz)		3.9	4.2	3.1	5.8	5.4	7.6
聴力 (4000Hz)		7.2	7.4	7.0	14.3	14.2	8.7
胸部X線検査		4.8	5.7	5.3	4.2	6.7	5.4
血圧		18.4	19.0	18.2	19.5	32.7	26.7
貧血検査		8.9	11.5	12.8	9.6	12.0	14.0
肝機能検査		16.2	17.2	19.3	17.2	23.6	14.7
血中脂質検査		31.2	35.8	38.1	31.1	46.1	31.7
血糖検査		13.1	14.4	16.5	13.2	17.5	15.8
尿検査 (糖)		3.8	4.0	3.6	7.5	7.5	4.1
尿検査 (蛋白)		3.8	8.6	9.6	7.9	10.6	5.6
心電図検査		10.9	16.8	18.9	11.5	16.1	21.9
所見のあった者		59.4	62.4	61.7	54.2	77.3	68.3

定期健康診断結果報告に基づく有所見率の推移

年別	区分	有所見率 (%)	
		全国	徳島県
第12次防	平成25年	53.0	57.2
	26年	53.2	55.1
	27年	53.6	56.0
	28年	54.1	57.3
	29年	54.4	57.4
第13次防	30年	55.8	59.4
	令和元年	57.0	59.5
	2年	58.5	60.2
	3年	58.7	60.3
第14次防	4年	58.2	60.0
	5年	58.9	61.4
	6年	59.4	62.4



※有所見率の推移は集計データの精査・再集計を反映しています。



第12次労働災害防止計画期

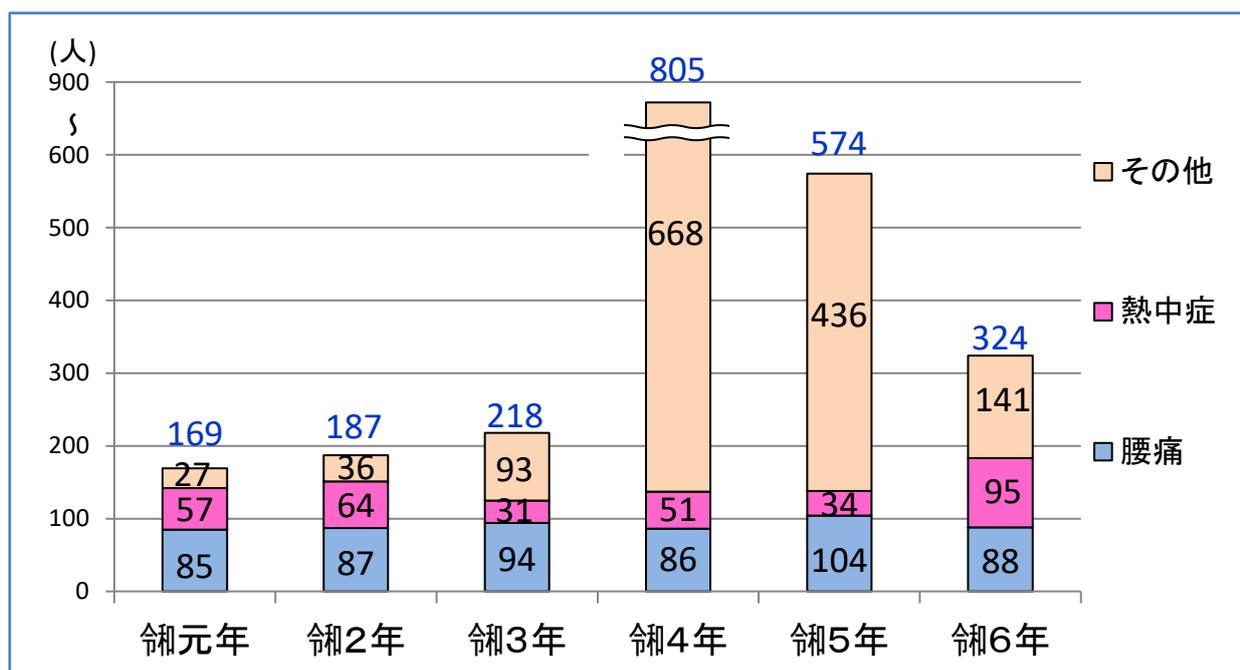
第13次労働災害防止計画

第14次労働災害防止計画

(2) 業務上疾病発生状況 (令和元年～令和6年)

疾病別	年度等	平成 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
(1)負傷に起因する疾病 (うち腰痛)		90 (85)	93 (87)	97 (94)	93 (86)	106 (104)	91 (88)
物理的 因子による	(2)有害光線による疾病	1					
	(3)電離放射線による疾病						
	(4)異常気圧下における疾病	1					
	(5)異常温度条件による疾病 (うち熱中症)	57 (57)	64 (64)	31 (31)	51 (51)	34 (34)	95 (95)
	(6)騒音による耳の疾病	6	5	1	6	2	3
	(7)(2)～(6)以外の原因による疾病		1				
	作 業 様 態 に よ	(8)重激業務による運動器疾患と内臓脱	2				
(9)負傷によらない業務上の腰痛							
(10)振動障害		4	5	2	6	5	4
(11)手指前腕の障害及び顎肩腕症候群		1	4	3	4	2	12
(12)(8)～(11)以外の作業様態に起因する疾病		3					1
(13)酸素欠乏症							
(14)化学物質による疾病(がんを除く)	2		24	4	8	21	
(15)じん肺及びびじん肺合併症	2	2	1	1	3	2	
(16)病原体による疾病(新型コロナ含む)		13	56	638	412	95	
が ん	(17)電離放射線によるがん						
	(18)化学物質によるがん						
	(19)(17)、(18)以外の原因によるがん						
(20)過重労働による脳心							
(21)精神障害			2	1	1		
(22)その他の業務によることの明らかな疾病			1	1	1		
合 計		169	187	218	805	574	324

※数値は労災給付件数を計上



### (3) 徳島県の業務上疾病発生状況

#### ① 徳島労働局管内の業務上疾病（災害性腰痛）の発生状況

平成27年から令和6年までに県内の各労働基準監督署に請求された労災給付件数を基に集計した結果、災害性腰痛を含む業務上疾病の推移は図1のとおりです。

腰痛は例年80～100件程度発生しており、高止まりの状況が続いています。

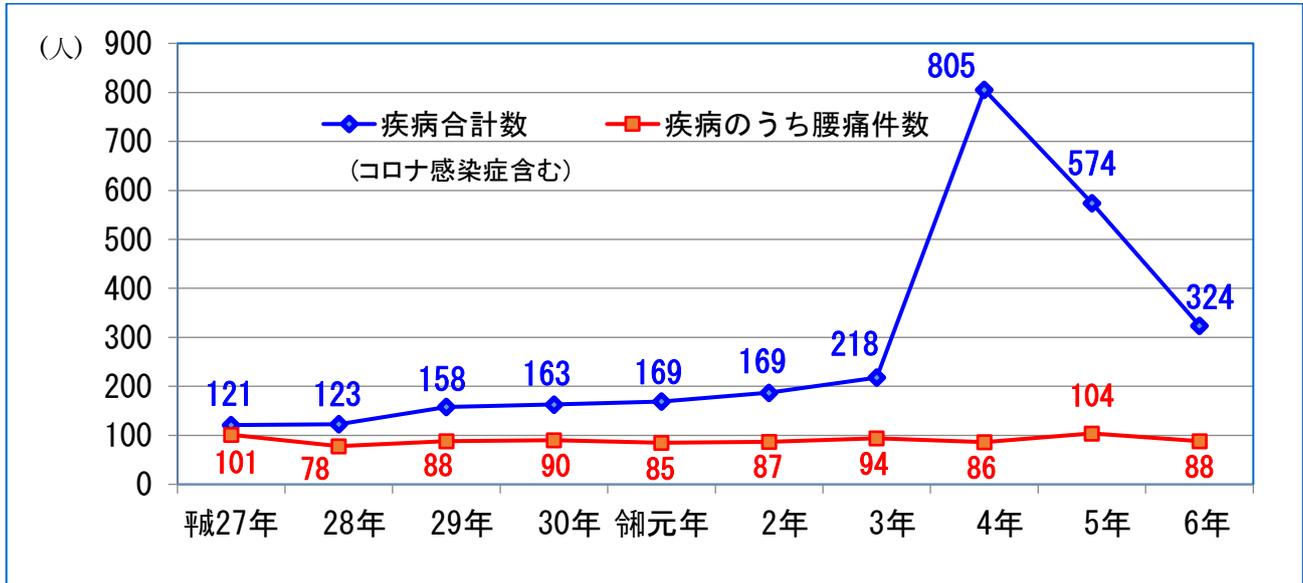


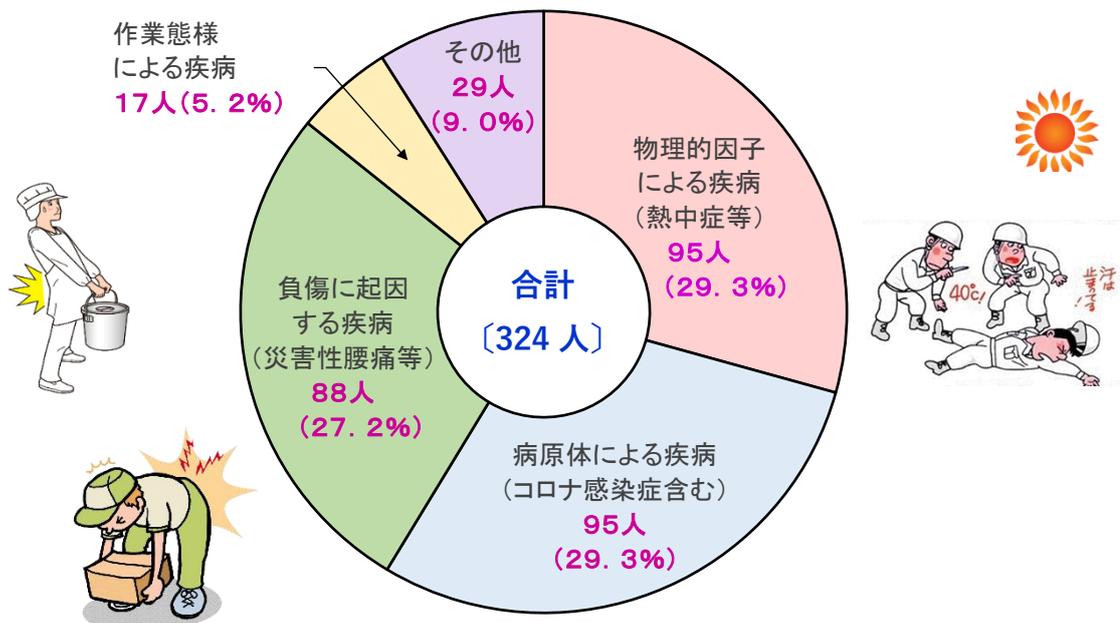
図1 業務上疾病の発生状況（徳島県）（平成27年～令和6年）

#### ② 災害性腰痛等の発生状況

令和6年に県内で発生した業務上疾病の内訳は図2のとおりです。

合計324人のうち、病原体による疾病（コロナ感染症含む）を除くと、「物理的因子による疾病（主に熱中症）」と「負傷に起因する疾病（主に災害性腰痛）」とで8割を占めています。

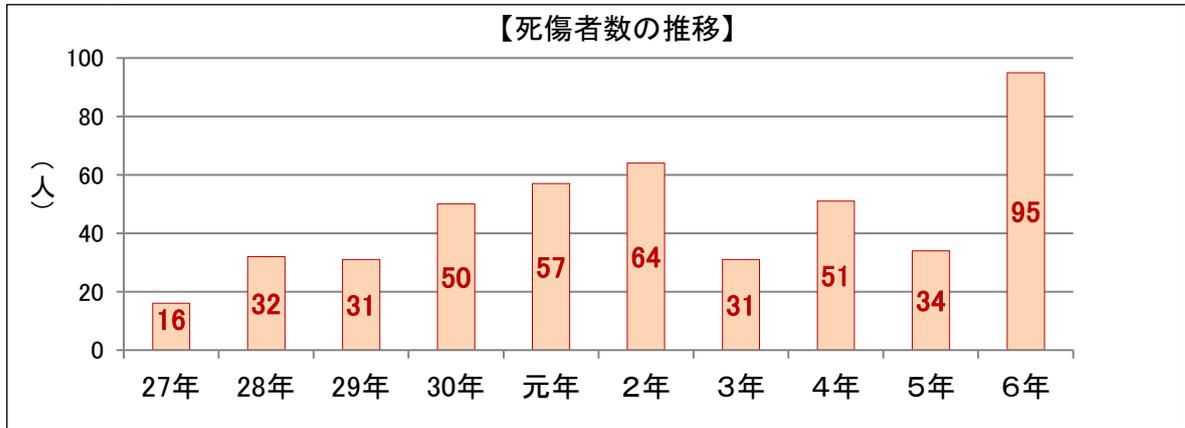
図2 令和6年 業務上疾病の分類別発生状況（徳島県）



#### (4) 徳島県の職場における熱中症による死傷災害の発生状況

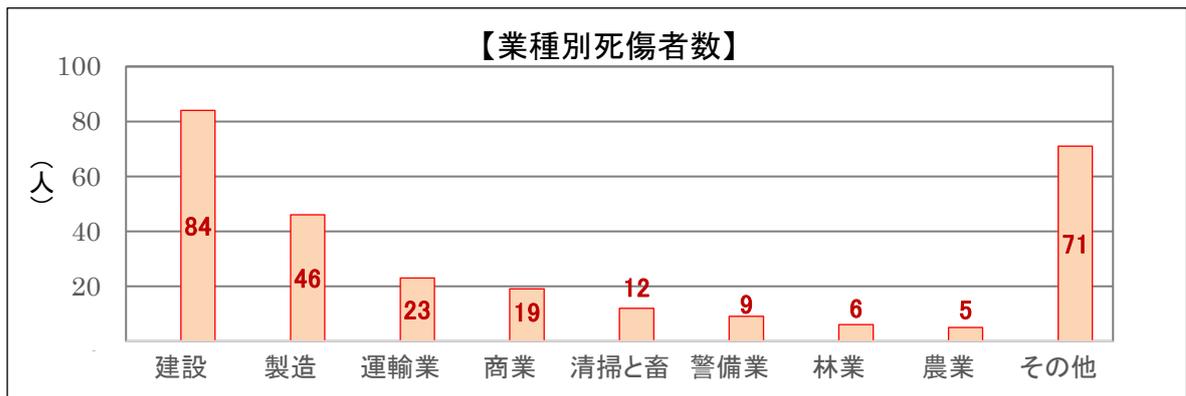
##### ① 熱中症による死傷者数の推移（平成27年～令和6年）

令和6年の徳島県の熱中症による死傷者数は95人となりました。全国的には熱中症による重篤な労働災害が後を絶たない状況ですが、徳島県内では、熱中症による死亡災害も発生しています。



##### ② 業種別発生状況(令和2年～令和6年)

過去5年間(令和2年～令和6年)の業種別の死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の約5割がこれらの業種で発生しています。



##### ③ 月別発生状況(令和2年～令和6年)

7、8月の発生率が高くなっています。

5年間合計	5月	6月	7月	8月	9月	左記以外	合計
発生件数	6	33	110	107	13	6	275
発生割合(%)	2.2	12.0	40.0	38.9	4.7	2.2	100

##### ④ 時間帯別発生状況(令和2年～令和6年)

15時台、14時台、11時台の発生率が高くなっています。

5年間合計	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台以後
発生件数	35	28	32	28	18	35	44	24	19	12
発生割合(%)	12.7	10.2	11.6	10.2	6.5	12.7	16.0	8.7	6.9	4.4

## 4 安全衛生関係資料

### (1) 「徳島第14次労働災害防止推進計画」のポイント

徳島労働局では「徳島第14次労働災害防止推進計画」を策定し、国で定めた「労働災害防止計画」を推進します。令和5年度から5年間の目標や重点的に取り組むべき事項を定めることにより労働災害の減少を目指します。

#### ◎徳島第13次防推進計画の結果と課題

労働災害による被災者数 令和4年（2022年）

・死亡者数：9人 ・死傷者数：2039人（休業4日以上）

- 労働災害は長期的には減少しているが、転倒、動作の反動・無理な動作など行動災害による労働災害が増加している。また、新型コロナウイルス感染症り患者により労働災害は大幅に増加した。
- 死亡災害は建設業での墜落、転落災害の占める割合が高い。要求性能墜落制止用器具を適切に使用した墜落防止対策が課題である。

#### ◎徳島第14次防推進計画の重点事項

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

労働者の健康確保対策の推進

化学物質等による健康障害防止対策の推進

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

個人事業主等に対する安全衛生対策の推進

上の重点事項における取組の進捗状況を確認する指標をアウトプット指標として設定し、アウトカム（達成目標）を定めています。アウトカム指標を達成し、

**令和9年における死亡災害を6人以下、死傷者数を令和4年より減少させる**ことを目指しています。

#### ◎徳島第14次防推進計画における指標

##### アウトプット指標

##### アウトカム指標

##### ○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策（ハード・ソフト両面）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。  
・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。

・増加傾向にある転倒による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。  
・転倒による平均休業見込み日数を令和9年までに40日以下とする。

・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

・社会福祉施設における腰痛による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。

##### ○高齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・増加傾向にある60歳以上の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。

## アウトプット指標

## アウトカム指標

### ○業種別の労働災害防止対策の推進

・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主含む。）の割合を令和9年までに45%以上とする。

・陸上貨物運送事業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和9年までに85%以上とする。

・建設業の死亡者数を令和9年に2人以下、5年間10人以下とする。

・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和9年までに60%以上とする。

・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・林業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

### ○多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・外国人労働者の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

### ○労働者の健康確保対策の推進

・企業における年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。  
・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。

・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする。

・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする  
・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。

・自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。

・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

（指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待。

### ○化学物質等による健康障害防止対策の推進

・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。

・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。

・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上するとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

徳島第14次防推進計画の詳細は、  
ホームページをご覧ください。



第14次防関連  
厚生労働省ホームページ

・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

・熱中症による死傷者数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。

## 徳島推進計画

アウトカム指標を達成した場合、労働災害全体として、以下が期待される。

・死亡災害が令和4年の9人と比較して、令和9年には、3人以上減少（6人以下）となる

・増加傾向にある死傷災害（新型コロナウイルス感染症り患者除く）については、令和4年と比較して令和9年までに減少に転ずる。

## 職場でヒヤッとしたことはありませんか？



床が水で濡れていて滑った!!



電源コードにひっかかって転んだ!!



階段を踏み外した!!



雨の日に滑って転んだ!!

## 転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は大きく3種類に分けられます。危険個所の「見える化」を図りましょう

### 滑り



#### 【主な原因】

- 床が滑りやすい素材である
- 床に水や油がこぼれている
- 滑りやすい異物が落ちている
- 凍った水溜りを歩いた。

### つまずき



#### 【主な原因】

- 床の凹凸や段差がある
- 床に放置された荷物や商品がある
- 通路に台車、パレット、機器類や工具などが出ている

### 踏み外し



#### 【主な原因】

- 大きな荷物を抱えて足元が見えない状態で移動した
- 照度不足のため段差が見づらく箇所がある
- 手すりが取り外されていた、手すりがなかった

# 転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。  
できることから少しずつ、確実に取り組みましょう。

## 設備管理面の対策 [4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消



## 転倒しにくい作業方法 [あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

- ◆ 時間に余裕を持って行動
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆ 足元が見えにくい状態では作業しない



## その他の対策

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成等による危険情報の共有
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起



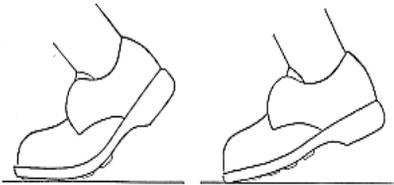
## 正しい靴の選び方

- ◆ 靴は、自分の足に合ったサイズのものを使いましょう。
- ◆ 小さすぎる靴は足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。
- ◆ 大きすぎる靴は、歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかところが、足の動きに追従できなくなります。

以下のポイントにも注意して、作業に合った靴を選びましょう。

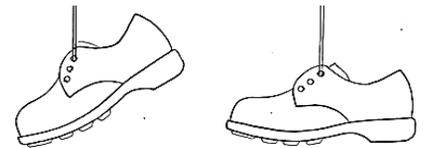
### 靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



### 靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。

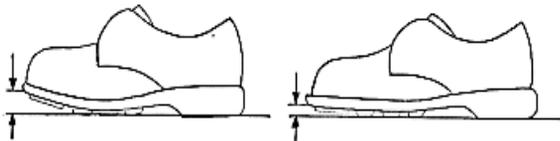


### 靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく(トゥダウン)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。

### つま先部の高さ

つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。高齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よりつまずきやすくなります。



### 靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずき場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要があるため、靴はできるだけ履いてみてから選定することをお勧めします。

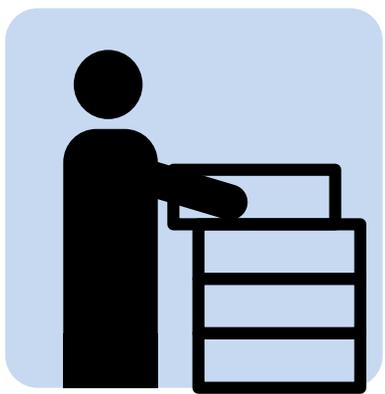
# ! 3つの転倒予防



転倒による労働災害は最も多く、**全体の約25%**

転倒によるケガの**約6割が休業1か月以上**のケガです!!

### 1 作業場所の整理整頓



### 2 作業場所の清掃



### 3 毎日の運動



▶ 転倒災害は、**大きく3種類**に分けられます。  
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。  
具体的な対策はこちらをチェック!



## (4) エイジフレンドリーガイドライン

# エイジフレンドリーガイドライン

### (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

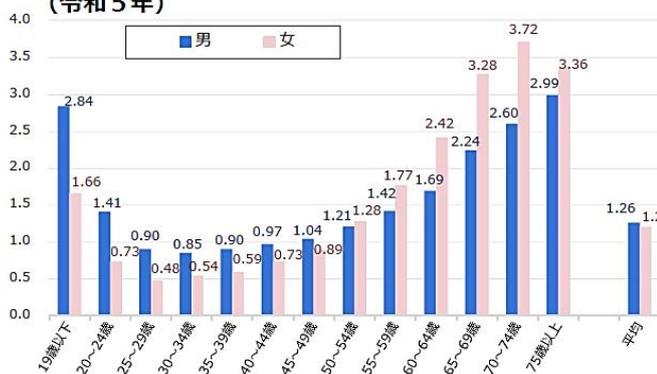
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。



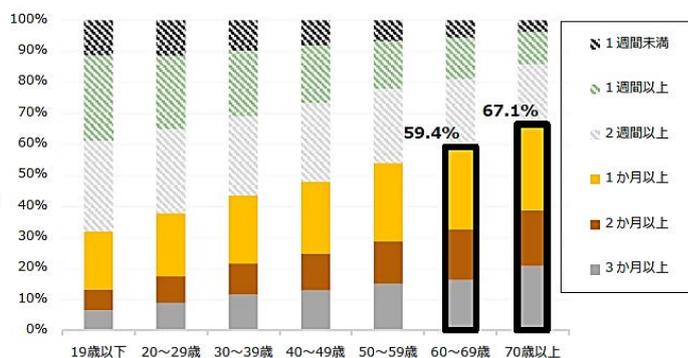
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

年齢層別 労働災害発生率（休業4日以上死傷度数率）  
（令和5年）



※度数率=労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数×1,000,000

年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和5年）



## ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第1号

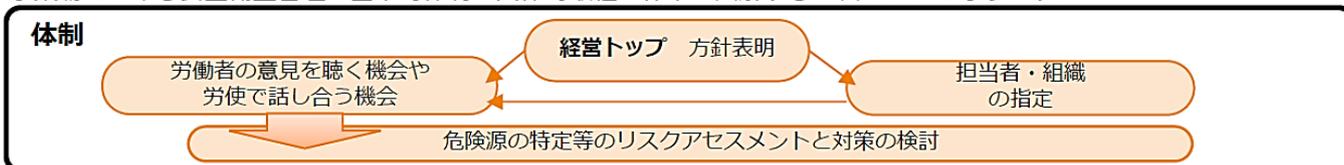
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



## 事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



具体的取組		予防	把握・気づき	措置
場のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
	人のリスク	メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
		運動習慣、食習慣等の生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置 (労働時間短縮、配置転換、療養のための休業等)
		体力づくりの自発的な取組の促進	安全で健康に働くための体力チェック	健診後の面接指導、保健指導
			体力や健康状況に適合する業務の提供	
			低体力者への体力維持・向上に向けた指導	

# ガイドラインの概要

## 1 安全衛生管理体制の確立

### ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



### 🌸 考慮事項 🌸

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

### イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取り組事項を決定します

### 🌸 考慮事項 🌸

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します



※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

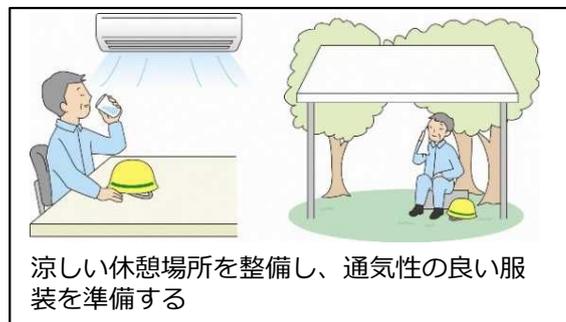
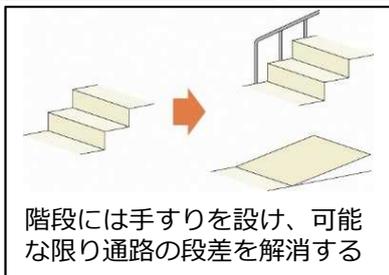
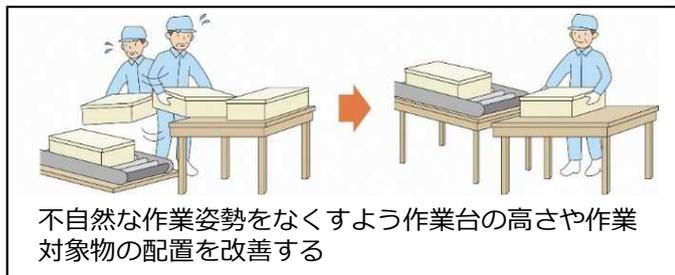
- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

## 2 職場環境の改善

### (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

### 🌸 対策の例 🌸



### その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する等

# ガイドラインの概要

## (2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

### 対策の例

#### <共通的な事項>

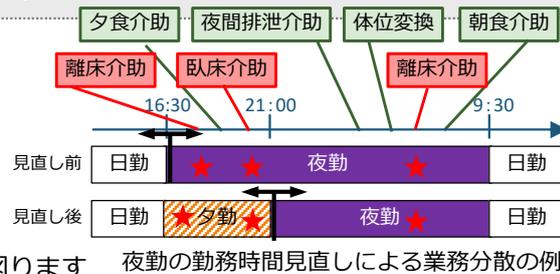
- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

#### <暑熱な環境への対応>

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

#### <情報機器作業への対応>

- ・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



## 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

### (1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・その他以下に掲げる例を参考に高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

### 取組の例

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます

### (2) 体力の状況の把握

- ・高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

### 対策の例

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

### 考慮事項

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

### 転倒等リスク評価セルフチェック票

1 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）  
あなたの結果は [ ] cm(身長) / [ ] cm(歩幅)  
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
結果	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~
歩幅	~1.39	~1.46	~1.65		

② 座位ステップテスト（敏捷性）  
あなたの結果は [ ] 回 / 20秒  
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
回数	~24	25	29	44	46~
	~28	~43	~47		

③ フランクリンリーゼ（動的バランス）  
あなたの結果は [ ] cm  
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
cm	~19	20	30	36	40~
	~29	~35	~39		

④ 傾斜片足立（静的バランス）  
あなたの結果は [ ] 秒  
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
時間	~7	7.1	17.1	55.1	90.1~
	~17	~55	~90		

⑤ 傾斜片足立（静的バランス）  
あなたの結果は [ ] 秒  
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
時間	~15	15.1	30.1	84.1	120.1
	~30	~84	~120		

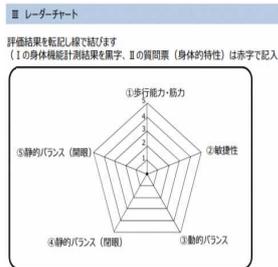
2 実状態（身体的特性）

項目	あなたの現在の状況	目標	評価	対策
1. 歩行能力・筋力	点	点	点	点
2. 敏捷性	点	点	点	点
3. 静的バランス	点	点	点	点
4. 動的バランス	点	点	点	点

3 レーダーチャート

評価結果を転記し線で結びます  
（Ⅰの身体機能計測結果を黒字、Ⅱの簡便票（身体的特性）は赤字で記入）

## 体力チェックの一例 詳しくはこちら↓



### (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

# ガイドラインの概要

## 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応



### (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置

脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます

#### ❁ 考慮事項 ❁

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます

### (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

#### ❁ 考慮事項 ❁

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

### (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
- ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

#### 🌸 対策の例 🌸

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます  
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～(動画) 他



## 5 安全衛生教育

### (1) 高齢労働者に対する教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

#### ❁ 考慮事項 ❁

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

### (2) 管理監督者等に対する教育

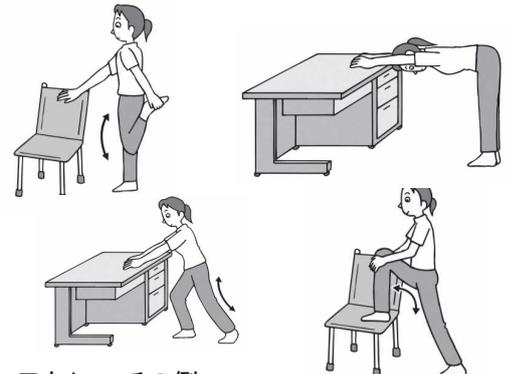
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

### 労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組めます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組めます



ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

STOP!

# 熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、  
一年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

キャンペーン期間



## 準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、  
☑チェックしましょう。

### 労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し  
熱中症予防の責任体制を確立

### 暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を  
準備し、点検

### 作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止  
に関する事項を含めた作業計画を策定

### 設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風  
または冷房設備、散水設備の設置を検討

### 休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や  
涼しい休憩場所の確保を検討

### 服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や  
送水により身体を冷却する機能をもつ服の  
着用も検討

### 教育研修 の実施



管理者、労働者に  
対する教育を実施

ガイド・教育動画 e-learning



### 緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や  
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)

# キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省  
熱中症予防情報  
サイト



STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



### 暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



### 休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



### 服装

準備期間に検討した服装を着用



### 作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、  
作業中止



### プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



### 水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行  
させる等を考慮)



### 暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の  
調整  
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意  
すること



### 健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏  
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患  
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲  
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



### 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量  
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを  
指導し、作業開始前に確認



### 作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる  
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



### 異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底  
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応  
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却  
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

## 重点取組期間

# 7月

## にすべきこと

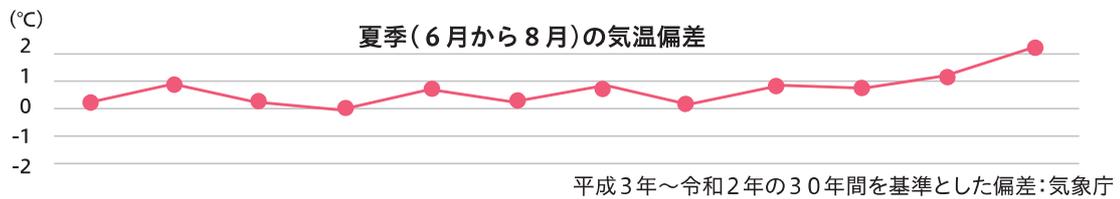
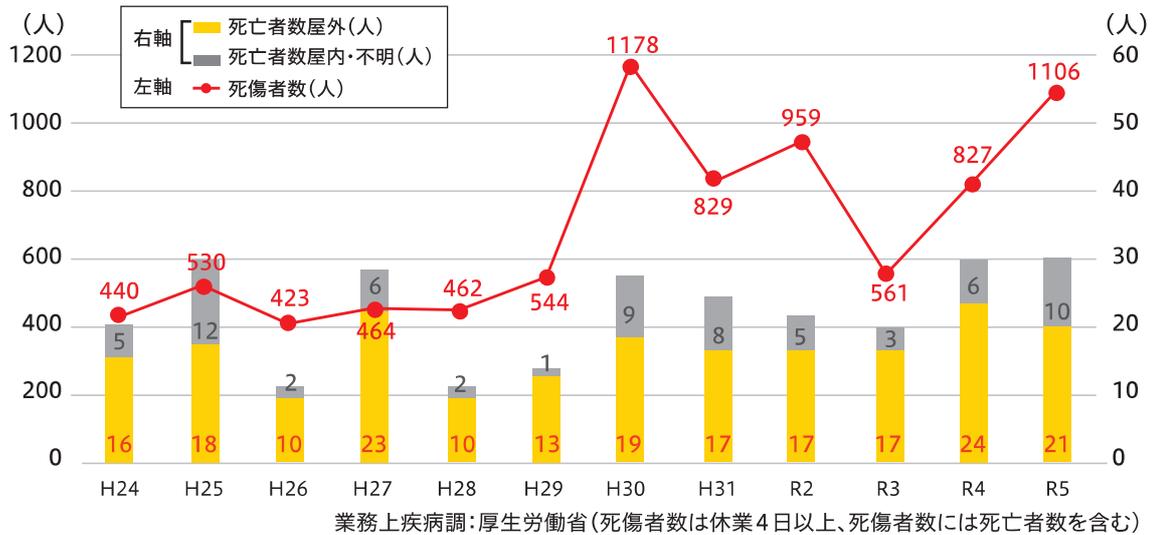


- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

「 令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されます 」

職場における  
熱中症対策の  
強化について

## 夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況(H24～)



## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において  
死亡に至らせない(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。

### 熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり

(1)  
発見の遅れ

重篤化した  
状態で発見  
78件

(2)  
異常時の  
対応の不備

医療機関に  
搬送しない等  
41件

# 職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

## 第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

### WBGT基準値とは

#### 暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

### WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて

#### 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

##### 基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること



それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

表1-1 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

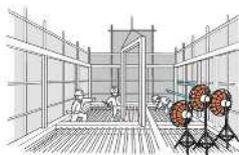
区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでのとても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり掘ったりするなど 	25	20

## 第2 熱中症予防対策

### 1 作業環境管理

#### (1)WBGT値の低減等

屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



#### (2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



### 3 健康管理

#### (1)健康診断結果に基づく対応等

#### (2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



#### (3)労働者の健康状態の確認

#### (4)身体の状態の確認

### 2 作業管理

#### (1)作業時間の短縮等

#### (2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

#### (3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

#### (4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



#### (5)作業中の巡視

### 4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

#### (1)熱中症の症状

#### (2)熱中症の予防方法

#### (3)緊急時の救急処置

#### (4)熱中症の事例

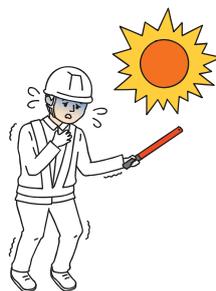


# 今回の労働安全衛生規則の改正について

## 基本的な考え方

見つける

(例)作業員の様子がおかしい…



判断する

(例)医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例)救急車が到着するまで  
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に  
即した  
具体的な対応

## 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

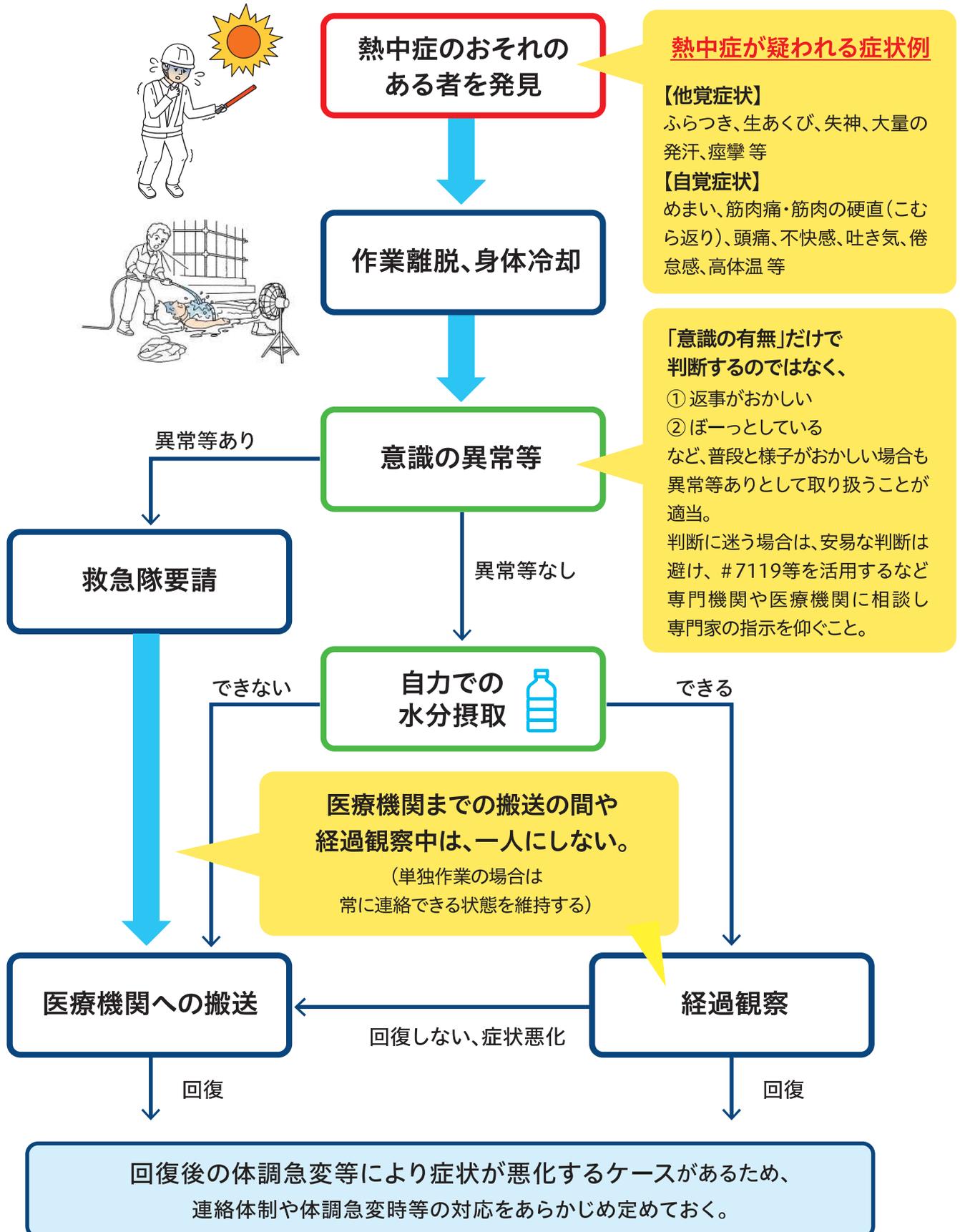
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

# 熱中症のおそれのある者に対する処置の例

## フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



# 熱中症のおそれのある者に対する処置の例

## フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

### 熱中症が疑われる症状例

#### 【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

#### 【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

# “いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、  
何かおかしい

手足がふる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも  
初期症状

何となく  
体調が悪い

すぐに  
疲れる

あの人、  
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

## 手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を  
超える見込みです

皆様お疲れ様です。  
本日のWBGT基準値は0℃です。  
作業時には充分に気をつけて、  
水分補給及び休憩をしっかりと  
お願いします。  
体調不良が発生した場合は、  
フロー図に基づき対応いただき、  
〇〇さん(000-0000-0000)へ  
連絡するようお願いいたします。  
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】

2024(令和6)年4月1日～

皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(概要)

# 皮膚等障害化学物質等の製造・取扱い時に「不浸透性\*の保護具の使用」が義務化されます

\*有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことのいずれの要素も含む。

**Q：皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？** →詳細は第1章第3節を確認

**A：** 皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質(①)**、**皮膚吸収性有害物質(②)**が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
----------	---------------------	---------------	---------------------



↑皮膚等障害化学物質リストはこちら

従来通り保護具着用の義務あり。

皮膚等障害化学物質 1,064物質  
今般新たに保護具着用が義務化。

## ①皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが  
明らかな化学物質  
→**局所影響** (化学熱傷、接触性皮膚炎など)



## ②皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、  
**健康障害**のおそれがあることが明らかな化学物質  
→**全身影響**  
(意識障害、各種臓器疾患、発がんなど)



**Q：保護具の管理は誰が行うのですか？**

→詳細は第1章第3節を確認

**A：** 保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

### 【保護具着用管理責任者とは】

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

### 【職務および権限】

- ① 保護具の**適正な選択**に関すること。
- ② 労働者の**保護具の適正な使用**に関すること。
- ③ 保護具の**保守管理**に関すること。

**Q：保護具を使用しないとどうなりますか？**

→詳細は第2章第1節を確認

**A：** 皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性があります。

### 【最近の皮膚等障害事案の状況】

- ・労働災害事例のうち、経皮ばく露による皮膚障害が最多。
- ・特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され発がん(膀胱がん)に至った事案も発生。

### 【労働災害事例】

スコップで水酸化ナトリウムと廃油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。

なお、作業者の服装は、通常の作業着に**化学防護手袋でない一般のビニル手袋**、ゴム長靴、さらに**化学防護服ではないナイロン製ヤッケ**を着用している作業者もいた。皮膚に障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、**適切な保護具を使用していなかったこと**、作業者および現場責任者が、槽内の物質の有害性について認識していなかったことが原因と考えられている。



**手の防護については、一般的なビニル手袋などではなく、適切な化学防護手袋などを使用することが重要です。**

A : 不浸透性の保護具として、保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡などがあります。

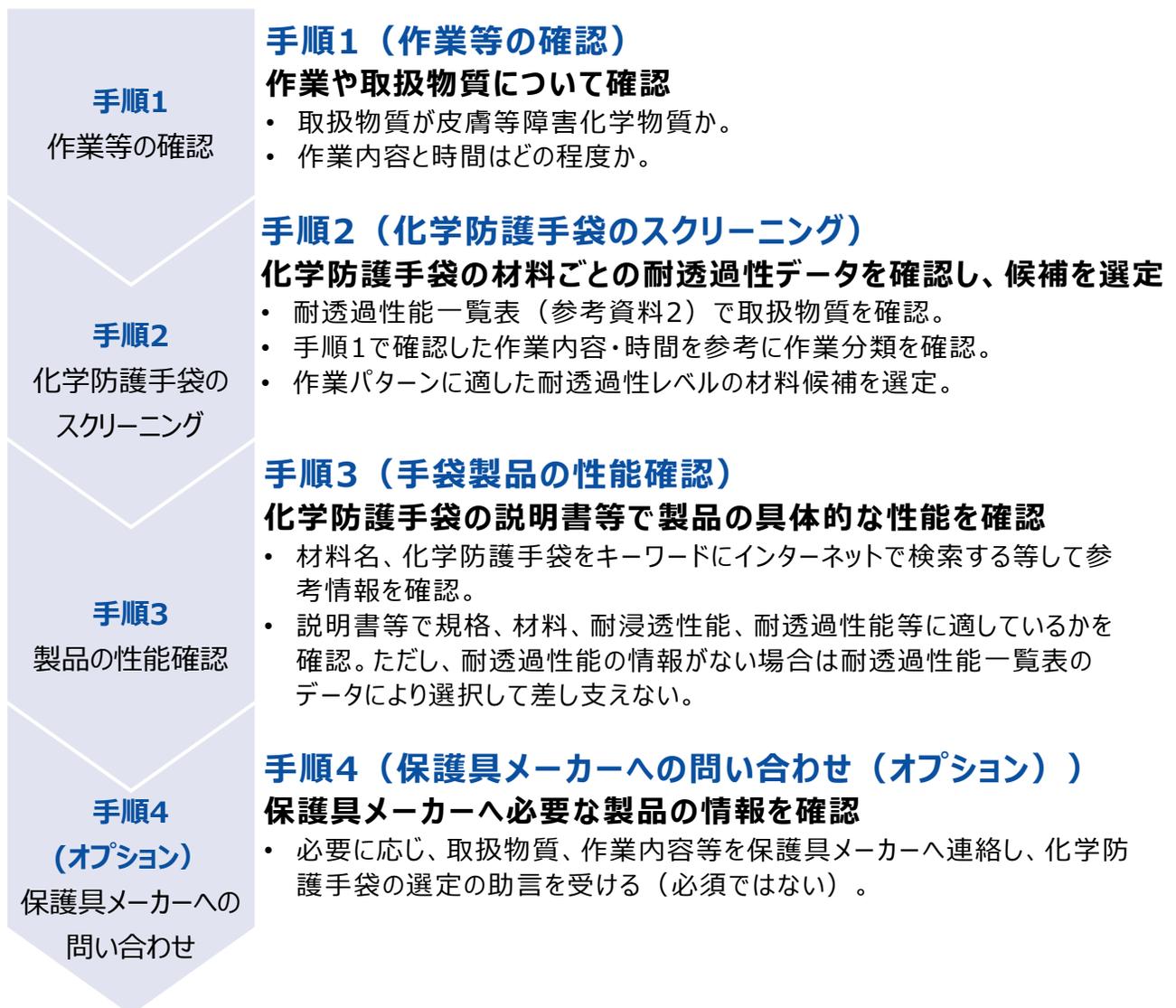
### 皮膚障害等防止用保護具

- 皮膚障害等防止用保護具は、右図に示すような安衛則594条の2において皮膚等障害化学物質等に対して着用しなければならない不浸透性の保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等の保護具を指します。
- マニュアルでは、保護手袋のうち**化学防護手袋**の選定方法などを示しています。
- 化学防護手袋は**軍手等の一般作業用手袋と異なるため、適切な化学防護手袋**を選定・使用することが重要です。



A : 以下の手順1から4に従って適切な不浸透性の手袋を選定します。

## 化学防護手袋の選定フロー



# 手順1 (作業等の確認)

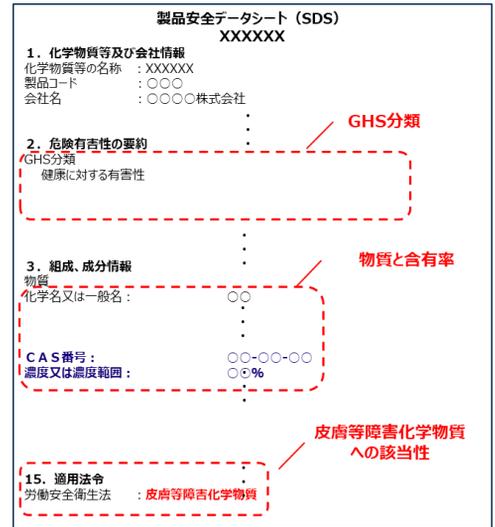
→詳細は第2章第2節第1項を確認

## ● 取扱物質が皮膚等障害化学物質か

- 取扱物質のSDSやメーカーのウェブサイトを確認し、**「15. 適用法令」の表示に「皮膚等障害化学物質等」の記載の有無**を確認する。
- SDSの危険有害性の区分を確認し「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」、または「呼吸器感受性又は皮膚感受性」のいずれかが**区分1**である場合は、「皮膚等障害化学物質等」に該当する。
- SDSの「15. 適用法令」や有害性区分に該当する記載がない場合は、**「3. 組成、成分情報」の成分名**を参考資料1に掲載されている物質リストと照合し、該当の有無を確認すること。



←参考資料1  
皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質のリスト



## ● 皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質か

- 成分の名称と参考資料1の物質リストを照合し、**皮膚刺激性有害物質または皮膚吸収性有害物質の欄に「●」の記載がある場合**、皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質と判断することができる。
- この場合、**不浸透性の手袋などの保護具**を着用しなければならない。

## 作業内容と時間を確認

化学物質が、誰に、どのような状況で付着する可能性があるかを確認する。以下の確認シート（例）を参考に確認のこと。

項目	内容（例）	記入イメージ
使用時の状況	これまでの作業で化学物質が手に付着したことがあるか。	はい/いいえ
	付着したことがある場合、手にどの程度付着したことがあるか。	有機溶剤の投入時のたれや飛沫で手の一部に付着するほか、ウエス等で拭き上げる際に手のひら全体に付着する
作業時間	準備、後片付けも含めて化学物質が皮膚に付着する可能性のある時間はどの程度か。 なお、作業時間は化学物質に触れる時間ではなく、化学物質に触れる可能性のある作業を開始してから終了するまでの時間である。	1～2時間程度

# 手順2 (化学防護手袋のスクリーニング①) →詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順①、②に基づき使用可能な化学防護手袋の材料を確認します。

**スクリーニング手順①**：取扱物質や作業内容・時間を基に使用可能な耐透過性クラスを確認。

**スクリーニング手順②**：①で確認した耐透過性クラスを基に耐透過性能一覧表から使用可能な材料を確認。

**【耐透過性能一覧表（抜粋）】**：マニュアル巻末に参考資料2として添付。

構造分類番号	CAS登録番号	物質名称	材料 厚さ (mm)	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム	ブチルゴム	...	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)
				0.1	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.062	0.06	
316,442	100-02-7	p-ニトロフェノール		◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎
502	10025-67-9	一塩化硫黄		×	△	○	○	×	×		×	◎
480	10025-78-2	トリクロロシラン		×	×	△	△	×	×		◎	◎
360	10025-87-3	塩化ホスホリル		×	×	×	×	×	○		◎	-

# 手順3（化学防護手袋のスクリーニング②）→詳細は第2章第2節第2項を確認

## スクリーニング手順①：使用可能な耐透過性クラスの確認

前項で確認した作業時間・内容に応じて、下表より使用可能な耐透過性クラスを確認する。

使用可能な耐透過性クラス※1 (JIS T 8116に基づく)		作業分類1 接触が大きい作業※2	作業分類2 接触が限られている作業※2	作業分類3 接触しないと想定される作業※3
◎ 耐透過性クラス5、6 ○ 耐透過性クラス3、4 △ 耐透過性クラス1、2 ※1：なお、「使用可能な耐透過性クラス」は幅で記載されているため、作業時間と破過時間で差異がある可能性がある。		手を浸漬するなど <b>手や腕全体</b> が化学物質に触れる作業やウエスで拭きとる等で <b>手のひら全体</b> が化学物質に触れる作業等、 <b>化学物質に触れる面積が大きい作業</b> 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手が浸漬するなど、大きな面積が化学物質に触れてしまう <b>おそれが高い作業</b> 。	作業分類1以外で、 <b>指先に</b> 化学物質に触れる作業や <b>飛沫により液滴が手に触れる</b> 作業等、 <b>手の一部が化学物質に触れる作業</b> 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手の一部が化学物質に触れてしまう <b>おそれが高い作業</b> 。	化学物質を取り扱うが、 <b>化学物質に触れることは通常想定されない作業</b> 又は、何らかの異常や意図しない事象が発生した際に、 <b>飛沫等がかかるおそれがある</b> 作業。 本分類では <b>化学物質に触れた際はその時間を起点に、取扱説明書に記載の使用可能時間以内に速やかに手袋を交換</b> する。
作業時間	240分超	◎	◎ ○	◎ ○ △
	60分超 240分以下	◎ ○	◎ ○ △	◎ ○ △
	60分以下	◎ ○ △	◎ ○ △	◎ ○ △

※2：なお異常時や事故時において化学物質に触れ、重大な健康影響を及ぼすおそれがある場合には、化学物質の有害性を踏まえて、接触するシナリオに応じた保護手袋、保護衣等を選定の上、着用すること。

※3：密閉化や自動化された作業等、化学物質に接触することが全く想定されない作業については、必要に応じて手袋を着用する。

### 作業時間

- 作業時間に応じて、**60分以下**、**60分超240分以下**、**240分超**の3つのうちいずれに該当するか確認する。
- ※なお、作業時間は化学防護手袋を装着してから脱着するまでの時間。

### 作業内容に応じた作業分類

- 作業内容に応じて、通常時・異常時において、化学物質が皮膚へ付着する状況を考慮し、作業分類を行う。
- 作業分類は、「**作業分類1（接触が大きい作業）**」、「**作業分類2（接触が限られている作業）**」、「**作業分類3（接触しないと想定される作業）**」の3つ。

## スクリーニング手順②：使用可能な材料の確認

- 耐透過性能一覧表から、取り扱う化学物質の情報を「**CAS登録番号**」もしくは「**物質名称**」で検索する。
- スクリーニング手順①で確認した使用可能な耐透過性能を満たす材料を確認し、それらの材料を候補とし、実際の製品を選択する。

### 【混合物取り扱い時の対応】

混合物を取り扱う際は、一覧表の情報や混合物に対する耐透過試験を行う等で、**混合物中の全ての物質に対して、作業時間中に破過しない材料から手袋を選定**する。しかし、全ての物質に対して60分以上の材料が存在しない場合は、対応方針を検討する。考え方の例は以下のとおり。

**例1)** 混合物中の**複数の化学物質に対する破過時間が最も長く使用できる材料**から手袋を選定する  
 混合物中の皮膚等障害化学物質に該当する**複数の化学物質に対して最も良い耐透過性能を示す材料**を選択する。使用する際は、選択した材料の手袋のうち最も短い耐透過性能を示す物質の作業時間以内に交換する。

**例2)** **混合物中の化学物質がいずれも透過しないよう、複数の材料の手袋を重ねて選定**する  
 皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質のいずれについてもスクリーニング手順1で整理した使用可能な耐透過性能を満たすように、**複数材料を選択**する。使用する際は、**選んだ複数の材料の手袋を重ねて使用**する。

## 【混合物の選択例 1 : 耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

CAS登録番号	物質名称	材料	...	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム (ラテックス)	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニル アルコール (PVA)	...	バイトン/ ブチルゴム	...	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)	...
			厚さ (mm)	...	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18 *0.13	-	...	0.3	...	0.062	0.06
1308-38-9	酸化クロム (Ⅲ)			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	◎	
1330-20-7	キシレン			×	△	-	×	△	×	◎		◎		◎	◎	
149-57-5	2-エチルヘキサン酸			○	◎	◎	△	◎	○	△		◎		◎	-	
75-07-0	アセトアルデヒド			×	×	×	×	◎	×	△		△		◎	◎	
84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル			○	◎	◎	△	◎	△	◎		◎		◎	◎	
96-29-7	ブタン-2-オン=オキシム			○	◎	◎	×	◎	△	-		◎		-	-	

混合物中の化学物質に対する耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する。



混合物に対して、全ての物質に対して  
**耐透過性能を示す材料を選択**する。

具体的な化学防護手袋の選択の例を示す。

- ✓ 全て△以上の耐透過性を有する**ブチルゴム (0.35mm)** もしくは**バイトン/ブチル (0.3mm)** の材料の手袋を使用。
- ✓ △でよいかどうかは、手順 3 の表で確認する。

## 【混合物の選択例 2 : いずれも透過しないよう複数の手袋を重ねて選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

CAS登録番号	物質名称	材料	...	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム (ラテックス)	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニル アルコール (PVA)	...	バイトン/ ブチルゴム	...	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)	...
			厚さ (mm)	...	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18 *0.13	-	...	0.3	...	0.062	0.06
1308-38-9	酸化クロム (Ⅲ)			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	◎	
1330-20-7	キシレン			×	△	-	×	△	×	◎		◎		◎	◎	
149-57-5	2-エチルヘキサン酸			○	◎	◎	△	◎	○	△		◎		◎	-	
75-07-0	アセトアルデヒド			×	×	×	×	◎	×	△		△		◎	◎	
84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル			○	◎	◎	△	◎	△	◎		◎		◎	◎	
96-29-7	ブタン-2-オン=オキシム			○	◎	◎	×	◎	△	-		◎		-	-	

混合物中の化学物質がいずれも透過しないよう複数の材料を選択する。



作業時間、作業分類から必要な  
**耐透過性能に応じて材料を選択**する。

化学防護手袋の選択の例を示す。

- ✓ ◎の材料を選ぶ場合 (全ての化学物質の耐透過性能が「◎」となる) :  
ニトリルゴム (0.45mm) と多層フィルム (LLDPE) (0.062mm) を重ねて使用
- ✓ ○の材料を選ぶ場合 (全ての化学物質の耐透過性能が「○」となる) :  
ニトリルゴム (0.2mm) と多層フィルム (LLDPE) (0.062mm) を重ねて使用
- ✓ △の材料を選ぶ場合 (全ての化学物質の耐透過性能が「△」となる) :  
ネオプレンゴム (0.18mm) とPVA (-) を重ねて使用

- ※ LLDPE (Linear Low Density Polyethylene) は直鎖低密度ポリエチレンの略。
- ※ EVOH (Ethylene-vinylalcohol copolymer) はエチレンビニルアルコール共重合体の略。
- ※ 上記の組合せ以外にも他の材料を選択することが可能。



# ☑ 化学防護手袋の使用 チェックリスト →詳細は第4章を確認

■ 化学防護手袋を使用する際には以下の項目等に留意しましょう

☑して確認してみましょう

## 使用前の留意点

### ☐ 着用前の傷・穴あき確認

新品であっても傷や穴が空いている可能性がある。

#### 【作業者】

手袋を開いて空気を入れ、袖口部分を折り返し、手袋内部の空気を閉める方法等で、漏れないかを確認する。

### ☐ サイズ、アレルギーの確認

手袋のフィット感は作業性に大きく影響する。  
また、手袋の材料によってはアレルギー反応を引き起こすことがある。

#### 【作業者】

事前に数種類のサイズの手袋を試着し、手にあっているかを確認。また、事前の試着時に皮膚に異常がないかも併せて確認する。

### ☐ 手の状態確認

手袋は爪等の内部要因によって亀裂が入ってしまう可能性がある。  
手に傷がある場合、傷から化学物質が侵入してしまう可能性がある。

#### 【作業者】

爪を適切に手入れすること  
着用前には手を洗い、汚れを落とすこと  
また、手の傷を確認し、必要に応じて医療機関を受診する。

## 使用中の留意点

### ☐ 設定した使用時間・方法を守る

手袋の選定時に設定した使用可能時間や使用方法を逸脱した使用は、化学物質の透過、浸透により手袋内部に侵入する可能性がある。

#### 【保護具着用管理責任者】

事前に使用可能時間、使用方法を設定し、それらを作業者に周知する。

#### 【作業者】

設定された使用方法から逸脱せず使用する。一度でも磨耗、突刺し、引裂き、切創等の外的ダメージを直接受けた、またはそのおそれのある化学防護手袋は、たとえ外観に損傷がなくても、保護具着用管理責任者に申し出て交換する。

### ☐ かぶれやかゆみが生じたら使用をやめる

化学物質は気づかぬうちに手袋を透過・浸透している可能性がある。

#### 【作業者】

手や腕にかぶれやかゆみ等が生じたら、使用をやめ、すぐに手を洗う必要がある。その後、管理者へ報告し、管理責任者へ報告し、指示を仰ぐ。

#### 【保護具着用管理責任者】

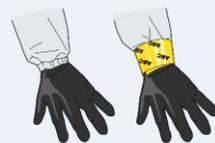
管理者や管理責任者は必要に応じて医療機関の受診を勧める。

### ☐ 化学物質のたれを防止する

蒸気（ガス）状の化学物質も含め、化学物質が袖口から侵入する可能性がある。

#### 【作業者】

作業に応じて袖口を不浸透性のテープで止める等の対応が必要である。



## 使用後の留意点

### ☐ 化学物質が付着しないように手袋を脱ぐ

手袋を脱ぐ際、手袋に付着している化学物質が身体に付着する可能性がある。

化学物質の付着面が内側になるように手袋を脱ぐ。



# ☑ 化学防護手袋の保守管理 チェックリスト

■ 化学防護手袋を保守管理するには以下の項目に留意しましょう

→詳細は第5章を確認

☑して確認してみましょう

## 保管時の留意点

### 予備の手袋を常時備え付ける

手袋は状況によって、穴が空いてしまふ等で使用不能になる可能性もある。

#### 【保護具着用管理責任者】

事業場に備え付けてある保護具の在庫を定期的に確認し、定数より多く用意する必要がある。

手袋製品の使用時間は、手袋メーカーより示された性能に基づき、480分以内とすることや科学的根拠に基づき設定すること。

### 新鮮な環境で保管する

手袋は周囲の環境によって、性能に影響を受けることがある。例えば、湿気の高いところに保管してあると、手袋が次第に劣化してしまい、性能低下を引き起こしてしまうなどである。

#### 【保護具着用管理責任者】【作業員】

乾燥した状態で保管すること。

なお、使用中の手袋は、有害化学物質の存在しない、高温多湿を避けた新鮮な空気環境中にて保管する。

## 廃棄時の留意点

### 二次ばく露の防止

手袋を脱いだ後、適切に処理をしないと、使用後の手袋から化学物質にばく露する可能性が生じる。

#### 【保護具着用管理責任者】

事業場内での廃棄ルール（例えば、定められた容器または袋に入れ密閉する）を定め、作業員に周知する。

#### 【作業員】

作業員はルールを遵守する。

### 定められた場所、方法での廃棄

化学物質が付着した手袋は一般のごみとしては廃棄でない。必ず産業廃棄物として廃棄する必要がある。

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）

や自治体の条例等に従い、廃棄することが必要となる。

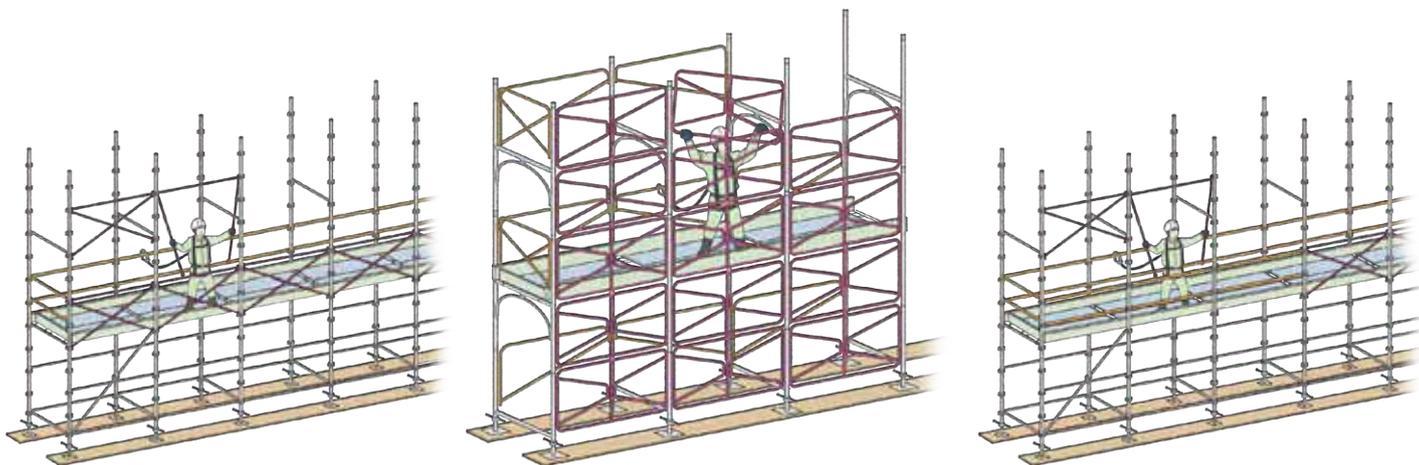
# 手すり先行工法の足場を使用しましょう

改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」の普及・定着に向けて

足場からの墜落・転落災害を防止するためには、足場上の通常作業での対策に加え、足場の組立・解体作業において適切な対策を講じることが重要です。

手すり先行工法は足場の組立・解体時の最上層からの墜落防止に効果が高い工法であり、厚生労働省では、積極的にその普及を図っています。

本リーフレットでは、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(令和5年12月改正)に定める、手すり先行工法を導入するにあたって必要な措置等を紹介します。



## 改正のポイント

### 1 くさび緊結式足場についての作業上の留意点の追加

近年足場の主流となっているくさび緊結式足場について、構造上の留意事項等、手すり先行工法採用時の留意点を追記しました。

### 2 近年の法令改正の内容を反映

フルハーネス型墜落制止用器具の使用や、足場の安全点検による点検者の指名、一側足場の使用範囲の明確化等の建設業に関する近年の安全衛生法令の改正事項を反映しました。

### 3 足場の部材に関する最新の技術基準を反映

親綱機材、安全ネット等、足場の部材の最新の技術基準を反映しました。

足場の設置を必要とする建設工事では、手すり先行工法を積極的に採用するとともに、働きやすい安心感のある足場を使用し、足場からの墜落等を防止しましょう！

ガイドラインは厚生労働省ウェブサイトで確認→



# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約350人※もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

※ 2019年～2023年における建設業の死亡災害発生件数の平均

## ○労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は  
下記HPをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)



**安全衛生経費について  
のお問い合わせ先**

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
電話番号 03 (5253) 8111 (内線24813、24816)

問合せ先

**手すり先行工法等ガイドラインについて** 最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■労働基準監督署一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

労基署 所在案内 検索



## 5

## 関係機関等のご案内

## (1) 労働災害防止団体・関係機関等

## 労働災害防止関係団体

名 称	所 在 地	電 話
(一社)徳島県労働基準協会連合会	徳島市北佐古一番町 5-12 号 徳島県 J A 会館 8 階	088-634-1266
建設業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市富田浜 2 丁目 10 徳島県建設センター内	088-622-3113
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市北田宮 2 丁目 14-50 徳島県トラック会館内	088-632-4662
林業・木材製造業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市西新浜町二丁目 3 番 102 号 徳島県森林組合連合会内	088-676-2200
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 徳島小松島港支部	徳島市南末広町 6-50	088-654-2061
(一社)日本ボイラ協会 徳島支部	徳島市徳島本町 3 丁目 13 大西ビル 4 階	088-625-1158
(公社)建設荷役車両安全技術協会 徳島県支部	徳島市南前川町 4 丁目 14 船橋設計ビル 2 階	088-622-8243
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 徳島支部	徳島市南沖洲 1 丁目 7-48-6 あずみ労働安全コンサルタント事務所内	088-635-0502
(独)労働者健康安全機構 徳島産業保健総合支援センター	徳島市幸町 3 丁目 61 徳島県医師会館 3 階	088-656-0330
徳島地方労働基準協会	徳島市中洲町 1 丁目 8 番地 6 中洲 Y. I. ビル 3 階	088-678-2410
鳴門労働基準協会	鳴門市撫養町斎田字西発 73-3	088-685-7004
三好労働基準協会	三好市池田町マチ 2425-1	0883-72-1857
阿南地方労働基準協会	阿南市富岡町内町 164 内町会館 2 階	0884-22-6982

## 特定機械等検査機関

名 称	所 在 地	電 話
(一社)日本ボイラ協会 香川検査事務所 徳島駐在事務所	徳島市徳島本町 3 丁目 13 大西ビル 4 階	088-626-1256
(一社)日本クレーン協会 香川検査事務所 徳島分室	徳島市徳島町城内 6-38 里理ビル 2 階 202	088-625-1564

## 作業環境測定機関

機 関 名	所 在 地	電 話	作業場の種類
東邦化工建設(株)徳島事業所 分析事業部徳島分析センター	徳島市応神町吉成字只津 37-19	088-641-2365	個, 1, 3, 4, 5
(株)イーアンドイー・リサーチ	徳島市川内町平石古田 260-2	088-666-2330	1, 3, 4, 5
(一社)徳島県薬剤師会	徳島市中洲町 1 丁目 58-1	088-655-1112	3
(株)環境防災	徳島市鮎喰町一丁目 57	088-632-0111	個, 1, 3, 4, 5

(注) : 「作業場の種類」欄の数字は、作業環境測定法施行規則別表の各号に対応する作業環境測定を行うことができる作業場の種類である。なお、「個」は個人サンプリング法実施可能機関である。

## (2) 徳島労働局登録教習機関

(令和7年5月27日現在)

行うことができる技能講習又は教習	登録教習機関No.
木材加工用機械作業主任者技能講習	①
乾燥設備作業主任者技能講習	①
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	⑥
地山の掘削及び土止支保工作業主任者技能講習	②
はい作業主任者技能講習	③ ⑪
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	② ⑤ ⑩
足場の組立て等作業主任者技能講習	② ⑤ ⑨ ⑩
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	② ⑤ ⑩
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	⑤ ⑥
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	④
普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	④
床上操作式クレーン運転技能講習	① ⑭
小型移動式クレーン運転技能講習	① ② ⑦ ⑪ ⑫ ⑭ ⑰ ⑳ ㉑
ガス溶接技能講習	① ⑫ ⑬ ⑭
フォークリフト運転技能講習	③ ⑦ ⑧ ⑪ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	② ⑪ ⑰ ⑳ ㉑
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	② ⑳ ㉑
不整地運搬車運転技能講習	②
高所作業車運転技能講習	② ⑦ ⑭ ㉑
玉掛け技能講習	① ② ⑤ ⑦ ⑨ ⑪ ⑫ ⑭ ⑰ ⑱ ⑳ ㉑
ボイラー取扱技能講習	④
移動式クレーン運転実技教習	⑦
鉛作業主任者技能講習	①
特定化学物質等作業主任者技能講習	①
石綿作業主任者技能講習	① ② ⑥ ⑱
有機溶剤作業主任者技能講習	①
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	①
金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習	① ② ⑥

登録教習機関No.	登録教習機関名	郵便番号	所在地	電話番号
①	一般社団法人徳島県労働基準協会連合会	770-0011	徳島市北佐古一番町5-12 J A会館8階	088-634-1266
②	建設業労働災害防止協会徳島県支部	770-0931	徳島市富田浜二丁目10 徳島県建設センター内	088-622-3113
③	陸上貨物運送事業労働災害防止協会徳島県支部	770-0003	徳島市北田宮二丁目14-50 徳島県トラック会館	088-632-4662
④	一般社団法人 日本ボイラ協会徳島支部	770-0854	徳島市徳島本町三丁目13 大西ビル4F	088-625-1158
⑤	職業訓練法人阿波徳島職業訓練協会	771-0142	徳島市川内町沖島456 建設労働組合会館内	088-665-2220
⑥	協同組合徳島県解体工事業協会	770-0931	徳島市富田浜二丁目10 徳島県建設センター5階	088-626-7201
⑦	中央技能講習所株式会社	770-0873	徳島市東沖洲一丁目1-3	088-664-6630
⑧	NDS資格講習センター（鳴門自動車教習所）	772-0035	鳴門市大津町矢倉字五ノ越18	088-685-3144
⑨	田村工業株式会社	770-0064	徳島市不動西町4丁目2334-1	088-634-1280
⑩	職業訓練法人徳島県建設職業訓練協会	770-0005	徳島市南矢三町3丁目3-29	088-632-1351
⑪	徳島県立農林水産総合技術支援センター	779-3233	名西郡石井町石井字石井1660	088-674-3119
⑫	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部 徳島職業能力開発促進センター	770-0942	徳島市昭和町8丁目27-20	088-654-5102
⑬	徳島県商工労働部産業人材育成センター	770-8570	徳島市万代町1丁目1	088-621-2352
⑭	株式会社 徳島中央自動車教習所	770-0862	徳島市城東町1丁目7-42	088-623-0003
⑮	株式会社 鴨島フォークリフトセンター	776-0010	吉野川市鴨島町鴨島640-6	0883-25-9002
⑯	株式会社 脇町自動車学校	779-3620	美馬市脇町馬木787-2	0883-52-3755
⑰	那賀町林業テクノスクール	771-5408	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ23	0884-62-1175
⑱	株式会社 PCT建機教習センター 徳島会場	771-1220	板野郡藍住町東中富字龍池傍示52-6 TOP 藍住 I C C号室	088-676-2330
⑲	株式会社 ハウジングエージェンシー	160-0023	東京都新宿区西新宿七丁目16番6号	03-3361-4076
⑳	株式会社 労働安全研究所	776-0010	吉野川市鴨島町鴨島349	090-5716-5342
㉑	キタトレーニングセンター（株）	770-0044	徳島市庄町三丁目16番地	088-631-9266

(3) 登録特定自主検査業者

① 厚生労働大臣登録

令和7年5月1日時点

登録番号	検査業者の氏名又は名称	住所又は所在地	電話番号	特定自主検査を行える機械の種類							
				車両系建設機械				動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	高所作業車
				整地・運搬・積込・掘削及び解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用				
労41	コマツカスタマーサポート(株) 徳島支店	徳島市論田町新開66-52	050-3486-7171	●		●			●	●	
	コマツカスタマーサポート(株) 徳島西営業所	美馬市美馬町字上野52-1	050-3486-7172	●		●			●	●	
労45	四国建販(株) 徳島支店	徳島市大松町榎原外83-2	088-669-5332	●	●	●					●
	四国建販(株) 穴吹営業所	美馬郡穴吹町三島字三谷262-1	0883-52-2017	●	●	●					●
	四国建販(株) 阿南営業所	阿南市見能林町青木115-1	0884-22-5246	●	●	●					●
労52	ロジスネクスト四国(株) 徳島支店	板野郡藍住町奥野字長江口75-5	088-692-7701	●	●	●			●	●	●
労280	喜多機械産業(株) 徳島中央営業所	徳島市庄町3-16	088-631-3008	●	●	●			●	●	
	喜多機械産業(株) 徳島東営業所	徳島市津田海岸町1125-30	088-636-1100	●	●	●			●	●	●
	喜多機械産業(株) 藍住営業所	板野郡藍住町矢上字川向27	088-692-5171	●	●	●	●		●	●	●
	喜多機械産業(株) 鳴門営業所	鳴門市撫養町木津字餘庄須63-3	088-683-0870	●	●	●			●	●	
	喜多機械産業(株) 穴吹営業所	美馬市穴吹町三島字三谷224-1	0883-53-0005	●	●	●			●	●	
	喜多機械産業(株) 三好営業所	三好郡東みよし町足代4016-1	0883-76-5100	●	●	●			●	●	
	喜多機械産業(株) 阿南営業所	阿南市見能林町勘高原21-1	0884-23-3345	●	●	●			●	●	
	喜多機械産業(株) 相生営業所	那賀郡相生町吉野33-1	08846-2-3177	●	●	●			●	●	
	喜多機械産業(株) 穴喰営業所	海部郡海陽町穴喰浦170-1	0884-76-3529	●	●	●			●	●	
労338	コベルコ建機日本(株) 中四国支社 徳島工場	鳴門市大麻町牛屋島字水門脇93-1	088-676-2007	●	●	●					●
労353	(株)クボタ建機ジャパン 徳島営業所	阿波市西条字築地108-1	088-696-4545	●	●	●					●
労361	日立建機日本(株) 徳島営業所	徳島市論田町新開66-92	088-978-9411	●	●	●					●
労466	王子物流(株) 富岡事業所	阿南市豊益町吉田1丁目1番地	0884-23-6241						●		

② 徳島労働局長登録

(令和7年5月現在)

登録番号	検査業者の氏名又は名称	住所又は所在地	電話番号	特定自主検査を行える機械の種類								
				車両系建設機械				動カプレス				
				整地・運搬・積込、掘削及び解体用	基礎工事用	締固め	コンクリート打設	フォークリフト	不整地運搬車	高所作業車		
徳2	阿波ヤンマー(株)	徳島市津田海岸町5番51号	088-663-1161	●	●	●					●	
徳13	トヨタL&F徳島(株)	徳島市昭和町8丁目17の1	088-626-0422	●						●		
徳15	(有)木留リース	名西郡石井町浦庄字下浦757の1	088-674-0243	●							●	
徳17	高橋建機(有)	徳島市西新浜町2丁目3の73	088-663-2330	●	●	●					●	
徳20	大橋自動車	徳島市南矢三町2丁目8の15	088-631-2380							●		
徳21	(有)加古自動車	徳島市昭和町7丁目28の1	088-625-2315	●	●	●				●	●	
徳24	(株)徳島建機	阿南市那賀川町黒地314-1	0884-42-1454	●	●	●				●	●	
徳29	(株)サンテック	徳島市論田町元開24の1	088-662-1933	●	●	●				●	●	
徳31	(株)エヌテック	鳴門市撫養町木津字川瀬1356-9	088-684-4877						●			
徳32	(協)徳島自動車	徳島市出来島本町3丁目36	088-654-7701							●		●
徳33	中央自動車(株)	徳島市東沖洲1丁目1-3	088-636-0508	●	●	●	●			●		●
徳45	ブル建機(株)	徳島市国府町桜間字家内田16-4	088-642-6234	●	●	●					●	●
徳48	徳南自動車工業(株)	阿南市津乃峰町長浜134の1	0884-27-0464							●		
徳50	東洋自動車	徳島市南島田町1丁目17の6	088-632-0534							●		●
徳52	(有)那賀重機コンサルタント	那賀郡那賀町大殿字下モ川端8-1	0884-67-0745	●		●					●	
徳54	(株)西部	三好市池田町州津中津1941	0883-72-1406	●	●	●				●	●	
徳56	三ツ葉産業(株)	阿南市楠根町津越185	0884-25-0226							●		
徳60	縣南自動車整備(株)	阿南市宝田町荒井17	0884-22-0977		●					●		●
徳63	(有)ロータス中央	吉野川市山川町川田640の4	0883-42-2274							●		
徳65	原田建機サービス(株)	海部郡牟岐町大字川長字新光寺97-1	0884-72-1919	●	●	●					●	
徳67	エイコー機械 津永幸宏	美馬市穴吹町三島字舞中島1729-1	0883-52-1790	●	●	●						●
徳70	徳島綜合自動車(有)	徳島市北矢三町1丁目2-75	088-631-5645									●
徳73	(株)矢野商店	徳島市両国橋35-1	088-663-2355	●		●					●	●
徳74	(有)ダイテック	徳島市国府町早淵796-2	088-642-1124	●	●	●				●	●	
徳75	(有)塩田車輛	美馬郡つるぎ町半田字松生289-1	0883-64-2733							●		
徳76	(株)藤川自動車	板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ浜65番地の1	088-692-5237							●		
徳77	合同会社 吉本機工	美馬市美馬町字山嫁坂116の10	0883-63-5040	●	●	●					●	
徳79	販眞モータース	三好市三野町勢力348-3	0883-77-4851	●	●	●					●	
徳80	(株)拓伸自動車	徳島市国府町北岩延壱里塚6番地1	088-677-6063		●					●		●
徳84	芳田機械サービス	阿南市那賀川町芳崎405	0884-42-1236	●	●	●					●	
徳85	四国メンテナンス(株)	吉野川市山川町湯立193番地1	0883-42-6110	●	●	●				●	●	
徳86	(株)児島エンジニアリング	吉野川市川島町児島字呉島47	090-3180-3355	●	●	●				●	●	
徳87	佐藤機械 佐藤充章	阿南市横見町長岡後15番地8	0884-23-0164	●	●	●					●	
徳88	シンニチエンジニアリング(株)	板野郡板野町大坂字椋木原7番地1	090-4781-9131						●			
徳89	フォークリフトサービス四国(株)	阿南市那賀川町上福井藤島177番地4	0884-24-9177	●						●		●
徳92	(株)エイトテック	徳島市川内町上別宮東82-2	090-5710-5883	●	●	●				●	●	
徳93	合同会社ユースフルリペア	鳴門市大麻町川崎413番地1	088-624-8145	●	●	●				●		●
徳94	(株)山本鉄工所	小松島市金磯町8番90号	0885-32-1766							●		

## 6 徳島労働局・各労働基準監督署窓口一覧

### (1) 徳島労働局の相談窓口

労働基準部		
監督課	088-652-9163	法定労働条件の確保、監督指導・司法事件の総合調整等
健康安全課	088-652-9164	労働災害防止、労働者の健康確保、職場環境改善対策等
賃金室	088-652-9165	最低賃金・最低工賃の決定、賃金制度に係る指導等
労災補償課	088-652-9144	労災保険給付、被災労働者の社会復帰、遺族補償等
FAX(労働基準部共通)	088-622-3570	
雇用環境・均等室	088-652-2718	女性の活躍促進、働き方改革対策、個別労働紛争支援、男女の雇用機会均等対策、育児・介護休業促進対策、マタハラ・セクハラ・パワハラ・解雇、各種助成金等の相談等
FAX	088-652-2751	
【労働相談専用ダイヤル】	088-652-9142	

### (2) 労働安全衛生情報のリンク先

厚生労働省ホームページ	<a href="http://www.mhlw.go.jp/index.html">http://www.mhlw.go.jp/index.html</a>
【安全衛生関係リーフレット等】	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html</a>
【安全衛生関係主要様式】	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html</a>
【安全衛生関係統計・災害事例】	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/toukei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/toukei.html</a>
【SAFEコンソーシアム】	<a href="https://safeconsortium.mhlw.go.jp">https://safeconsortium.mhlw.go.jp</a>
【職場における化学物質対策について】	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html</a>
【職場における安全対策】	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei01.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei01.html</a>
【第三次産業の労働災害防止対策について】	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053858.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053858.html</a>
【こころの耳】～働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト	<a href="https://kokoro.mhlw.go.jp/">https://kokoro.mhlw.go.jp/</a>
【ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等】	<a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html">https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html</a>
【治療と仕事の両立について】	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html</a> 又は <a href="https://www.johas.go.jp/">https://www.johas.go.jp/</a>
【職場における受動喫煙防止対策について】	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html</a>
【免許試験合格者等のための免許申請書等手続きの手引き】	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei22/menkyotebiki.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei22/menkyotebiki.html</a>
【職場の安全サイト】～安全衛生優良企業公表制度	<a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html</a>
【アスベスト(石綿)情報】	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html</a>
【派遣労働者の労働条件・安全衛生確保のために】	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/tp090401-1.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/tp090401-1.html</a>

## 7 統一ロゴマークの推奨

徳島・香川・愛媛・高知労働局による「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を実現するための「統一ロゴマーク」使用を促進しています。

四国4県の労働局では、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を実現するため、「Safe Work」をキャッチフレーズとした統一ロゴマークを定め、労働災害の防止に向けた気運の向上を図るとともに、労働災害防止推進計画の取組を強力に推進しています。

ロゴマークについては、「労働災害防止活動の推進」、「事業場内外の安全意識の高揚」など事業場での積極的な活用も推進します。

なお、ロゴマークの「Safe Work」は、「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すもので、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。「K」の文字は、安全確認のための指差し呼称をする人物を模したものとされています。





# 徳島労働局・各労働基準監督署

## 徳島労働局

〒770-0851

徳島市徳島町城内 6-6

徳島地方合同庁舎

電話：(088) 652-9164

(健康安全課直通)

FAX：(088) 622-3570

URL <http://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/home.html>



## 徳島労働基準監督署

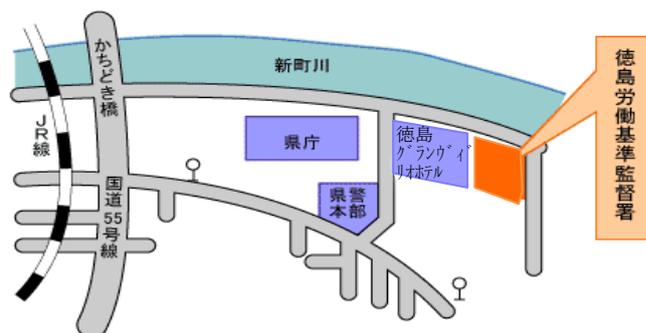
〒770-8533

徳島市万代町 3-5 徳島第二地方合同庁舎

電話：(088) 622-8138

FAX：(088) 622-8162

管轄：徳島市、小松島市、吉野川市、  
名東郡、名西郡、勝浦郡



## 鳴門労働基準監督署

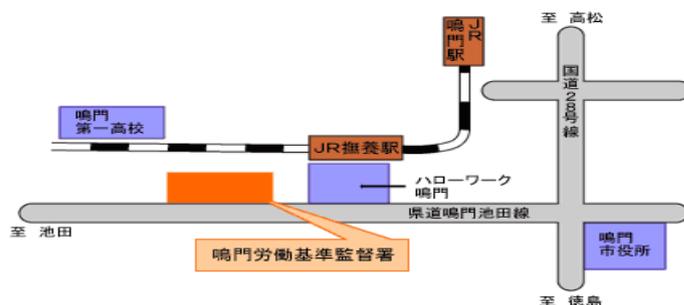
〒772-0003

鳴門市撫養町南浜字馬目木 119-6

電話：(088) 686-5164

FAX：(088) 686-5165

管轄：鳴門市、阿波市、板野郡



## 三好労働基準監督署

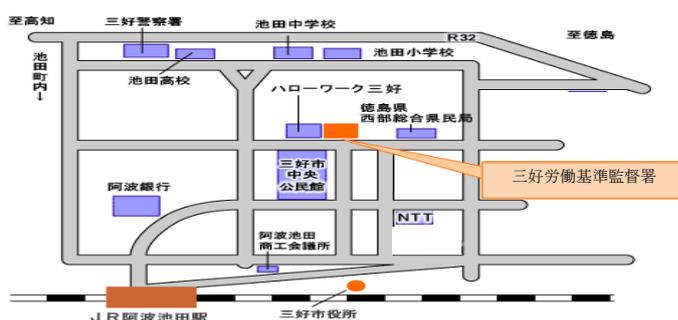
〒778-0002

三好市池田町マチ 2429-12

電話：(0883) 72-1105

FAX：(0883) 72-1106

管轄：美馬市、三好市、美馬郡、三好郡



## 阿南労働基準監督署

〒774-0011

阿南市領家町本荘ヶ内 120-6

阿南労働総合庁舎

電話：(0884) 22-0890

FAX：(0884) 22-4373

管轄：阿南市、那賀郡、海部郡

